

平成 26 年 3 月 11 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年3月11日(火) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番 隅岡 美子君・10番 尾崎 忠義君を指名いたします。

日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

11番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

きょうは3月11日、3年前に東日本大震災が発生いたしました。多くの皆さんが亡くなりました。ご冥福をお祈りしたいと思いますし、そして一日も早い復興を願っております。

それでは、ただいまより11番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は、善通寺市・琴平町・多度津町の共同給食センター設置についてであります。

昨年9月20日の四国新聞に、1市2町の給食センター統合、建てかえと報じられました。その後6カ月経過、その間多くの町民の皆様からご意見やご要望を聞いております。私がお聞きした中では、ほとんどと言っていいほど、共同給食センターの設置は反対でありました。

反対の意見を上げますと、1、1市2町で善通寺市に新学校給食センターを置いてうまくいくのか、調理後2時間以内に児童・生徒に食してもらわないといけないという喫食時間の基準には到底間に合わないのではないか、2、給食センターの老朽化のため建てかえが必要なら、町単独でやるべきである、雇用の問題や地域活性化などに影響が出てくるのではないかと、3、地産地消の必要性、安全・安心な食材、食育などを考えると、町単独でしてほしい、4、少子化問題が言われている、子供は国の宝、多度津町の宝である、子供には地域の生産者の顔の見える食材を望みます、5、何事も合理化を図ることが最善の策とは思わない、安く上げようとする給食センターの統合には納得できない、6、あってはならないことであるが、もし食中毒が発生した場合、1カ所で作って

ることで、子供たちの被害が広がる可能性があるので反対である、7、配送エリアが広いということは、異物混入や衛生面においても不安であるなど、多くの意見を聞いております。その後の共同学校給食センターの進捗状況や町のお考えをお伺いいたします。

2点目は、選挙の投票率の低下についてであります。

投票率の低下は、国政選挙や地方選挙も同じ傾向であります。衆議院選挙、参議院選挙、首長、県、市、町議会の選挙を含め、全体的にも投票率の低下は深刻な状況であり、裏を返せば、選挙に関心が薄くなってきていると言えるのではないのでしょうか。それに反して、地方分権が進めば進むほど地方の主体性が問われ、選挙で代弁者を決める重要な選挙であります。予想以上に政治離れが加速しており、危機感を抱きます。

本町における過去の町長選、町議選の投票率の推移を見ますと、1999年町議選78.31%、2003年町議選72.93%、2007年町長選69.70%、町議選69.77%、2011年町長選64.51%、町議選64.53%であり、投票率の低下の一途をたどっている状況であります。また、選挙に行かないことも一つの意思のあらわれという解釈もありますが、このような状況は、私たち議員の責任とも言えると思います。

2015年には選挙の年であります。町長、議員を選ぶ選挙の必要性を知っていただきたいと思っております。そんな中で、子供議会、町長との対話集会、老人会主催の町政報告会など、関心を高めることにつながっていると思っております。投票率の低下の原因の一つに、投票しやすい環境づくりも重要であります。投票所まで距離が遠く、坂を上らなくてはならない、たどり着くのが大変でひとりでは行けない、また自力で移動できる投票所の確保を考えるべきではないかという声が上がっております。財政面の問題もさることながら、このことは、地方分権の根幹にかかわる問題であります。今まさに改善されなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。投票率の向上に向けての対策、今後の課題や対応について町のお考えをお伺いします。

3点目は、犬や猫の不妊・去勢手術費補助制度についてであります。

犬や猫をめぐる現状は、香川県の殺処分数1位、その犬の数は2,591匹、猫2,026匹が引き取り手もなく殺処分されたそうです。非暴力・不服従の運動の指導者で知られるインドのマハトマ・ガンジーの言葉に、国の偉大さ、道徳的発展は、その国における動物の扱い方を見ればわかると明言しております。地域におけるペットの問題は深く考えさせられます。

また、2月定例県議会の代表質問において、動物愛護センターの検討を進める、犬や猫の殺処分を減らすにはハード面の対応も必要だなどと述べ、設置に向けて検討を進める意向を示したとありました。大変に前向きに検討され、期待を

しています。しかし、基本は、殺処分ゼロを目指すには、飼い主が最後まで飼うことや不必要な繁殖の防止に努めるなど、飼い主の責任を果たし、犬や猫の遺棄をなくすることが必要であります。そこで、飼い犬や飼い猫が不妊・去勢手術を受けた場合に、手術費の一部を助成する制度を取り入れてはどうか。丸亀市では、補助限度額は犬 5,000 円、猫 3,000 円で、年度内に 1 世帯につき犬・猫のいずれか 1 頭までとなっています。平成 24 年の予算は 230 万円で、決算額は 214 万 8,000 円であります。町のお考えをお伺いします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊 美喜子議員のご質問のうち、選挙の投票率の低下についてお答えをさせていただきます。

選挙という政治に携わる人を選ぶ投票率には、その時々を反映しているのではないのでしょうか。世情の変化が著しくて、住民の関心が強いときは、投票率は高くなるでしょうし、逆に変化を求めないときは、投票率は低くなるのではないのでしょうか。投票率の低下は、以前から言われていて、改善するために投票時間の変更や期日前投票等、制度を改め、少しは成果も見られていると思います。

また今、国会では憲法改正手続を確定させる国民投票法について協議されております。国民投票年齢と公職選挙法の選挙権年齢が同じになって、18 歳以上になると投票率も上がるかもわかりません。投票所までの距離と条件も考慮しなければなりません。住民に投票しようとする必要性が強くなれば、今の制度でも投票率は上がってくると思います。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には各担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

渡邊議員ご質問の 2 点目、「選挙の投票率の低下について」のご質問にお答えいたします。

投票率の低下は、全国的に見られる状況で、どこの自治体も投票率の向上には苦慮しているところであります。

議員ご指摘の投票しやすい環境づくりが重要ではないかでございますが、投票所の改善については、車椅子が使われている方には配慮し、簡易なスロープを

ついたり、段差を緩和するような踏み台を置き、滑り止め用のマットを敷くなど、投票所に合わせてさまざまな工夫をしております。投票所の構造上どうしてもスロープが置けないなどの場合は、人力での対応をいたしておりますが、今後もより使いやすい投票所になるよう工夫を重ねてまいります。

また、投票所の数については、選挙事務、投票事務に携わる人員の数も限られた中で、増設は困難と考えております。

また、再編を検討する場合には、十分な駐車スペースがあり、バリアフリー化された施設を確保していかなければならないと考えております。しかし、当面は変更を予定はしていませんので、現状の投票所でのご利用をお願いしたいと思います。

投票率については、投票時間の延長や期日前投票等、制度的な変更がなされました。期日前投票については、選挙のたびに利用者が増え、一定の効果が出ているものと思われませんが、それでも、全体の投票率低下には歯止めがかからないのが現実のようであります。最近では、インターネットでの選挙運動が解禁となり、若者の選挙離れに対する効果が期待されましたが、前回の参議院議員選挙を見た限りは、効果は薄かったようであります。初めてのことで、効果のほどは今後の推移を見てみる必要があるものと思われま。

若者の選挙離れ問題ですが、最近の国政選挙では、全ての年齢層で投票率が低下しており、選挙そのものに対する興味が薄れてきているのではないかと懸念されているところであります。投票率には、その時代の背景も大きく影響し、争点をはっきりしていたり、政権交代が起きるような大きな変化が感じられたりしたときには投票率がはね上がるということも起こります。また、家庭内や職場など、身近なところで、「この政党はどう」とか、「この政策についてはこう思う」とか、そういう環境にいる人ほど投票行動に結びつきやすいということも言われています。

町としては、啓発看板を設置したり、啓発用ティッシュを配ったり、成人式には選挙パンフレットを配る等努力を続けているところでありますが、さらに研究をして、投票率向上に向けた方策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、渡邊議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

政策企画課長 岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

渡邊議員の共同学校給食センターの進捗状況についてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

昨年 12 月の定例会におきまして、総務教育常任委員会でご報告申し上げました多度津町学校給食共同調理場、いわゆる給食センターの更新に係る 1 市 2 町での検討状況につきましては、その後善通寺市が正式に検討会を開催するための要綱を整備いたしました。多度津町といたしましても、琴平町ともどもその検討会が開催される折には参加させていただき予定にしております。

また、渡邊議員がご心配されております住民の方々のご意見につきましても、学校給食衛生管理の基準に適合することが大前提で、雇用の問題、現在と同じ安全・安心な給食を今後も提供し続けることなどを最大限考慮した結果、単独で更新することしか考えないのではなく、選択肢の一つとして合同で行う場合はどうなるのかを検討することが、行政の透明性を確保し、ひいては説明責任を果たすことにもつながるものと考えております。特に、この問題につきましては、多度津町の将来を担う子供たちのことを最優先に考え、全ての可能性を排除せずに検討することが必要であるとも考えております。

以上で渡邊議員の共同学校給食センターの進捗状況についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

環境課長 中野君。

環境課長（中野 弘之）

おはようございます。

渡邊議員ご質問の 3 点目、犬・猫の不妊・去勢手術費補助制度についてお答え申し上げます。

昨年度の所有者の判明しない犬・猫の頭数は、犬が 74 頭、猫が 56 頭でした。この犬・猫は、中讃保健所福祉事務所に引き取られて、ほとんどが数週間のうちに、もらい手もなく、殺処分されております。殺処分された犬や猫は、地域住民の方に迷惑をかけ、苦情が寄せられて、捕獲されたものでございますが、もとはと言えば、飼い主が遺棄したのが原因で繁殖によるものと考えられます。町としては、自治会回覧にて、犬・猫の飼い方やマナー、また野良犬・猫に餌を与えない等の広報活動を行っておりますが、なかなか苦情は後を絶ちません。動物愛護管理法では、動物の飼い主等の責任として、動物を飼う前から、その動物の生理・習性を理解し、最後まで面倒を見て責任を果たす、また人に迷惑をかけない、むやみに繁殖をさせない等からも、不妊去勢手術による繁殖制御措置を行うようにもなっております。そのため、現在県内の 5 市 3 町で犬または犬・猫両方の不妊・去勢手術の助成を行っております。しかし、三豊市においては、平成 22 年度により助成をやめている経緯もあり、当町が助成金を交付するに当たりましての公益性や費用対効果を検証し、財政とも協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し

上げて、渡邊議員への答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

まず1点目の質問ですけれども、共同給食センターの設置という部分で、町長の施政方針の中に、子供たちの基本的習慣の確立を図っていくため、地元の生産者の方々「ひまわりの会」が生産した安全・安心な旬の新鮮な野菜を使用した学校給食の充実に努めてきたところだと、今後も生産者の顔が見える生きた教材を活用した食育を一層推進してまいりますということになっております。これも本当に、給食センター、子供たちのこれからの本当に健やかな健康を願うと、それはこれに一致するんじゃないかなというふうに思っております。こういうことも含めて、子供たちのために今後どうしていくのか、町単独でしていくのか、共同施設をするのかという部分もあるんですけども、今町長の施政方針の中には、やはり共同となれば、こういった基本的な考え方の部分が薄れてくるんじゃないかなという心配をしておりますので、多くの意見等もしっかりと聞いていただいて進めて、どういう形になるかわかりませんが、町民の皆さんの声を聞いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、2点目の選挙の投票率の低下につきましては、確かに議員の定員が少なくなったとか、そういう部分も含めてなんですけども、投票率が下がってきてるのはそうなんですけども、でもその前に、実はこの選挙の投票場をふやしてほしいというのか、そういう部分は10年前に1回一般質問取り上げさせていただいております。その折も、大体同じような答弁だったように思うんですけども、でも例えば地元の白方の場合を例にとりますと、白方公民館のところから上池ありますよね、上池の農業改善センターですか、あそこまで自転車はなかなか上までは自転車乗ってはいけません。帰りも、坂ですので、自転車で年配の方は到底無理だと思います。かといって、それを歩くっていう、季節も2月ですので、距離が長いんじゃないかっていう意見は、本当に多くの皆さんから出ておりますので、もう一度再度見直すっていう部分でちょっと見ていただければ、少しずつでも環境づくり、投票率の向上になるんじゃないかっていう部分がありますので、ちょっと現場を歩いて、車に乗らなくて、歩いて上まで行っていただければ、なぜ一般質問でこういう部分を取り上げてきたのかというのがわかると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。それから、犬と猫の件なんですけども、環境課の皆さんにはたくさん何回も電

話して、取りに来てくださいとか、籠を置いてくださいとか、本当に正直言って、ご迷惑をかけております。年間に何回もあるわけですが、そういった部分も含めて、補助金を出していただければ、例えばこれ丸亀と宇多津もちょっと調べさせていただいたんですけども、宇多津も同じ金額でやってるそうであります。200万円程度でしたら、また犬が1匹5,000円ということですので、年間に、大まかな計算ですけども、400匹という計算になります。それが1年、2年、次の年も次の年もということで、やはり5年後には2,000匹程度という部分もありますので、ほかにいい対策があればいいんですけども、やはり補助金制度にすることによって、やはり飼うほうも責任を持てるし、一つの大きな啓発活動になるんじゃないかなっていうふうに思っております。

それから、実は白方のなかよし教室、放課後の分ですけども、子供たち、こういう糞をされて困るんですとか、いろんな意見をやはり聞いておりますので、先日木曜日に子供たちに画用紙に犬の絵をかいていただきまして、それでここは犬を捨てないでとか、いろいろ子供たちの発想はすばらしいなという部分で、30枚ほどポスターというのか、ラミネートしますので、そういう部分で30枚ぐらいできました。本当に子供の発想はすごいなと思います。その30枚を駆除を聞いているところへ持って行って張っていただくかなっていう部分もあるんですけども、いろんな角度からやはり犬・猫につきましては考えていかなければならない問題かなっていうふうに思います。

以上でございます。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問ですが、答弁は結構です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番 渡邊議員の質問は終わります。

8番 古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

8番 古川 幸義です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

初めに、東日本大震災でお亡くなりになられた方のご冥福を祈り、大切なご家族やご親族を失われた方に謹んで哀悼の意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。

今日3月11日は、3年前東日本大震災が起きた日であり、国民として防災・減災、命を守ることについて深く考える日ではないでしょうか。また、国は、3年間の時間を経過した時点で、震災によって起こった事例を分析し、ビッグデータをもとに、近年確実に起こるとされる南海地震をシミュレーションし、分析を行い、防災・減災に努めるよう情報を発信しております。

昨年4月に、香川県は、南海大地震と直下型地震の発生の際の被害想定を発表しました。1,000年に一度という最大クラスのケースと100年に一度という発生頻度の高いケースの2つの被害想定が発表されました。これによりますと、最大クラスの地震の場合、多度津町では震度6強、津波水位3.6メートル、発生頻度の高い地震の場合は、震度6弱から6強、津波水位は3.2メートルとなり、埋立地区、海岸線地区には、液状化AもしくはBであり、液状化による危険性を指摘されております。津波による浸水は、その昔、海だった地域、海沿いの地域では最も危険性が高いことが指摘されました。津波による浸水被害は、特に堀江地区、海岸寺弘田川周辺が最も深刻で2メートルから1メートル、次に桜川周辺の元町、栄町3丁目等が1メートルから0.5メートルと想定されております。

災害発生の場合、自主防災組織や消防団、丸亀・多度津消防、丸亀警察、そして多度津町が一体となって速やかに行動し、町民の生命の安全が確保できるよう情報の的確な収集と対応、そして何より指揮権の集中一元化を町が図らなければなりません。そのためには、危機管理センターなどを至急設置し、早急に整備しなければなりません。多度津町は、今どのように被害を想定、分析し、情報伝達方法などの検討、計画、実施されているか、次の項目について詳しくお伺いいたします。

1点目、建物被害について、1つ、揺れによる建物被害、1つ、液状化による建物被害、1つ、急傾斜地崩壊による建物被害、1つ、地震火災による建物被害。

2点目、人的被害について、1つ、建物倒壊による人的被害、1つ、津波による人的被害、1つ、急傾斜地崩壊による人的被害、1つ、火災による人的被害、1つ、屋内・屋外落下物による人的被害、1つ、ブロック塀等の転倒による人的被害。

3点目、ライフライン被害について、上下水道、電力、通信、都市ガス、プロパンガスなどの被害想定。

4点目に、交通施設被害について、道路、避難道路、鉄道、港湾などの被害想定。

5点目、生活への影響について、避難者、保健衛生、防疫はどうするのか。

6点目、減災効果、建物の耐震対策、1つ、屋内収容物の転倒防止策、1つ、津波避難の避難対策。

7点目に、季節、時間帯等の設定、シーンの設定による被害の特徴の分析として、1つ、冬、深夜の場合、1つ、夏、昼の場合、1つ、冬、夕方の場合、さまざまな状態で被害は変化する。

以上掲げた項目で被害をあらかじめ想定し、人命救助、避難誘導など、減災効

果への対策はどのように考え、検討、対策、実施しているのか、お伺いいたします。また、町内業者との災害協定、防災連絡協議会等、自主防災組織などが自主的に行える消火活動の依頼や人命救助活動の依頼など、緊急時に自助努力や共助や啓発、依頼などされているのでしょうか。また、日ごろの協力協定や災害時のあらゆる情報提供など、どのように進めているのか、あわせてお伺いいたします。

以上の質問をいたしますが、この質問内容は、町民の皆様方にとって常に不安を強く感じている方が近年多くいらっしゃると思います。詳細で理解しやすい答弁のほどよろしくお願ひいたします。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義議員のご質問にお答えをしてみたいです。

未曾有の東日本大震災発生以降、防災意識が一挙に高まってきました。加えて、30年以内に70%の確率で起こることが予想されております南海・東南海・東海地震に備えることが急務になってきております。その対応として、防災の拠点となる消防庁舎と多度津中学校の建設を急いでおります。

地震が発生したら、安全な避難場所へいち早く逃げるのが重要だと思います。お互いに助け合うため、自主防災組織の結成を町民皆様にはお願ひをし、町としては、避難場所を確保し、町民皆様に周知すること、水、電気、食料の確保など、そして民間団体とも防災協定を結んで、町民の生命を守る体制を構築していくことが重要であり、その上で防災訓練を実施することが必須だと考えております。ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳細につきましては担当課長より答弁をしてみたいです、よろしくお願ひをいたします。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の防災対策についてお答えいたします。

議員が言われるとおり、3年前の東日本大震災の惨状は、今でも大きな記憶として残っております。近い将来、本町でも起こる可能性があることを十分認識し、各種防災・減災対策は進めていかなければならない重要課題と捉えております。

さて、昨年8月末に香川県により公表された地震・津波被害想定ではありますが、「南海トラフの最大クラスの地震」「中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）の地震」「長尾断層の地震」の3地震でございます。その中で、南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合、ご質問にあります建物被害についてで

ありますが、基準となる町の棟数は、木造住宅 8,498 棟、非木造住宅 1,381 棟、木造非住宅 2,070 棟、非木造非住宅 1,046 棟の合計 1 万 2,995 棟であります。公表されたのは全壊のみですが、揺れによる建物被害は 1,200 棟、液状化によるものは 30 棟、津波によるものは 20 棟、急傾斜地崩壊によるものは 20 棟、地震火災によるものは 630 棟で、合計 1,900 棟、率にして 14.6%が全壊の被害があると想定されます。

次に、人的被害についてであります。建物倒壊による人的被害は、死者 80 人、負傷者 680 人、津波によるものは、死者 90 人、負傷者 100 人、急傾斜地崩壊、火災、ブロック塀等の転倒によるものは、少ないが被害があるとなっております。屋内・屋外落下物による被害は公表されておられません。

次に、ライフライン被害についてであります。上水道は断水人口 1 万 9,000 人、下水道は支障人口 1 万 3,000 人、電力は、停電軒数 1 万 2,000 軒、通信は、固定、携帯電話含めて 3,700 回線、都市ガスは、供給停止戸数 860 戸数であります。

次に、交通施設被害については、道路で緊急輸送道路で 10 カ所、鉄道で 30 カ所、港湾はゼロであります。避難道路は、指定しておられません。

次に、生活への影響についてであります。避難者は、避難所へは 4,200 人、避難所外へは 2,800 人、保健衛生、防疫については、関係機関と協議中で、地域防災計画の中で示す予定であります。

次に、減災対策では、建物の耐震対策では、公共建物で 57.8%の耐震化率で、民間建物は把握しておられません。屋内収容物の転倒防止策は、個々に対策をお願いしている現状であります。津波被害については、津波ハザードマップを作成中ですので、対象となる地域については対応はとれると考えております。

次に、季節・時間帯の設定のご質問ですが、今までお答えした被害想定は、冬の深夜に発生した場合で、議員がおっしゃるとおり、夏の昼、冬の夕方の場合も公表されておりますが、今後はそれらを分析しながら、対応を検討していかねばならないと考えております。

また、町内業者災害協定、防災連絡協議会等、自主防災組織などを活用した防災対策については、災害発生時には行政では対応できない多くのことが想定されます。施政方針にもありますように、関係団体と協定を積極的に結び、連携を深めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在作成中であり、多度津町地域防災計画の中で盛り込まれますので、今後一つ一つ検討し、対策は立てていくことをご理解くださるようお願い申し上げます。

また、去る 2 月 14 日、地域防災計画策定に伴う町職員を対象に「災害時の自治体の対応～新潟県中越大地震の経験から～」を演題とした研修会を行いました。

た。講師は、NPO法人防災サポートおじや常務理事をされている、地震発生時には小千谷市助役をされており、災害復旧を先頭に立って行った実体験をお持ちの方の講演でした。実際に大地震による多大な被害が発生した場合の各種の対応を実体験に基づき講演されました。その中には、私たちが想像することもできない内容もありました。災害対策本部の設置から始まり、職員の参集、自衛隊、消防団の応援活動、救援物資の受け入れ、仕分け、配布、避難所の設置、運営、ボランティアセンターの設置・活動、保健・医療の活動、地域コミュニティによる震災対応、自主防災組織の活動、家屋の罹災判定、ライフラインの復旧、廃棄物の処理、応急仮設住宅の設置、要援護者支援の実際、報道機関への対応、国・県との調整など、具体的に講演をいただいたわけですが、余りにも多種多様のため、参加した職員は、防災災害対策の重要性、危機管理の重要性を改めて認識したものでした。

講演の最後に、震災時の自治体の対応について、「職員は常に危機管理意識を持つように」「災害時は職員はどこにいてもいち早く庁舎に駆けつける」「災害対策本部の職務はマニュアルどおりにはできない」など、12項目を示されました。重要なことばかりであり、貴重な資料も頂きましたので、今後は多方面での情報収集に努めるほか、防災減災対策を着実に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、古川議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

古川議員。

議員（古川 幸義）

再質問であります。

先ほど、課長からの説明で、津波に関して津波ハザードマップを表示されると検討されておりますが、津波の場合、香川県が発表しました津波シミュレーションのCGがございまして、この間拝見いたしました。多度津町における津波の災害は、津波の襲来は通常1度来るものと思っておりましたが、CGによりますと、実際は複数回襲来し、津波CGによるパターンで、本町の想定は大地震発生後3時間後が津波の潮位が1m、5時間後、佐多岬から到着が1m、6時間45分後には2m、7時間後には3m、さらに9時間後には3.5m、10時間後では2.5m、11時間後では2mと、1度ではなく、繰り返されます。そのため、避難所での避難時間は、数時間におけます。その際、避難場所は、大勢いる人々を長時間その場所にとどめることとなりますが、その場合、どのような対策になるのでしょうか。

それと、液状化のことについて、ちょっと説明がもう少し詳細にお聞きしたか

ったんですが、液状化のため、海岸線の浜街道は通行不能の可能性が大であります。臨海工業地区に働く人々とか、また浜街道を通行する車は、一気に避難のため南下し、著しい超過密の交通停滞が予測されます。鉄道に関しても、地震発生後全て赤信号の指令により、路線の確認が行われないと、開通は数日間不能と思われます。港湾については、津波被害による壊滅状態に陥るのではないのでしょうか。

それと、町内業者との災害協定について、現在町内業者と災害協定を今結ばれている最中とお聞きしましたが、防災連絡協議会との協議はどのような状況でしょうか。加入業者の状態はどのようになっているのでしょうか。また、協力体制で全体的にまとまった組織であるのでしょうか。また、そこに問題点があるとするれば、どのような問題なのでしょうか。

まず、懸念されることですが、災害発生時、協力出動する場合、保険の負担はどのようになるのでしょうか。業者負担なのでしょうか。業者負担になった場合は、負傷の際や事故の場合は労災保険となって、余りにも負担がかかり過ぎますが、町長はどのようにお考えでしょうか。また、火災発生時の水源です。地震発生時は、センサーで多度津町の水の供給が全て遮断いたしますが、早期回復し、火災を鎮圧するための消火用水源はどのようにするのか。また、消防団との要請はどのようになっているのでしょうか。また、危険回避のための啓発活動はふだん行っておりますか。自主防災組織などが自主的に行える消火活動の依頼や人命救助活動はどのように指導または啓発されておるのでしょうか。また、消火栓等を使用した消防ホースや小型ポンプ等の備えはどのようになっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

多くの再質問をいただきましたけれど、全部お答えができない部分があると思ひますけども、ご了解いただきたいと思ひます。

まず、津波は、現在多度津町の想定は 2.9m、最大津波が押し寄せてくるのが 8 時間半後ということで現在想定をして、いろんな周知を図っているところであります。

まず、数回にわたって大きな津波が来て、避難所に長時間とめ置かれると。その対応についてということがあったと思ひますけども、そのあたりは、現在 1 日分ぐらいの食料は確保して、あとは今後その後の 1 日分は、できれば自宅のほうで個人ごとにしていきたいと。その後、そういう想定が出れば、救援物資が届くということで、長時間の分については、そういう対応で図ってきたいということであります。

それと、液状化につきましては、現在やっぱり西港町、東港町の部分についてはAランクの液状化現象が起きるということで、あとBランクとして、堀江地区、東白方地区が発生すると。それとあと、Cランクぐらいでは、全体Dランクまであるのですが、Cランクぐらいは、四箇地区のほうも多少は影響あるというような液状化の想定が出ております。

それから、浜街道通行止めになって、車が移動できないというようなことも出てくるという、あるいは線路が遮断されてしまうというような想定があります。それについては、今のところ詳しくどういう対応でするかということはお出しません。地域防災計画の中で、また検討が出てくるのかなと。ただ、現在避難路についてどうするかということは非常に難しい問題がありまして、避難路を指定してしまえば、その両サイドの家屋とか、そういうのは倒壊防止で建築制限がかかりますので、慎重にしなければいけないというような考え方もありますので、その辺は検討課題であります。

次に、港湾の津波について、壊滅するのではないかとということではありますが、それは今のところ壊滅しないという想定で、高潮対策の防潮堤をつくっておると思っております。この防潮堤につきましては、またこの被害想定ができましたので、県のほうで今の高さの中でどういう津波でクリアできるかということ再度検証して、もし津波の想定をそれでカバーできないのであれば、また上へ工事をしていくというような方向で考えているようであります。

それと、町内業者の協定でございますが、これは個々に申し出がありますとことについては、町として協定を結んでおります。ご質問にありました防災連絡協議会の件でございますが、町内のあらゆる業種が参加をして、防災連絡協議会をつくって、多度津町にいざ災害が発生したら、その組織が中心となって協力していこうという組織で、非常にありがたい組織をつくらうとしております。先日、その準備会議なんかに参加させていただきまして、40社余りが今のところ参加を表明しているということで、4月に入りましたら、正式にその協議会は発足するというような方向性でございます。

それと、罹災についての保険とか、そのあたりのことは、先ほど答弁で言いました、なかなか罹災証明を確認するというのは、実際判定する中で当然それを検証をして、事前準備をすることは難しいということが話もありました。現実にはそうかなと思いますので、それはそのときに対応をしてまいりたいと。

それと、保険の関係で、業者が災害時に何かの事故があった場合の保険については、今後検討していかなければならないと。ただ、それを毎年毎年予算化して、保険代はなかっても払っていかないといけないと。一般財源になりますので、その辺はどうするかというのは十分考えていかなければならないと思いません。

あと、水源の問題ですが、火災の鎮圧、それは今のところ地域防災計画の中でまた今後盛り込んでいくと。それと、自主防災組織の絡み、あるいは消火栓の部分とか、そういうのは今検討してます地域防災計画の中で盛り込まれていくという予定でございますので、地域防災計画ができましたら、また議員の皆様には機会があればお知らせするというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

以上、答弁終わります。

議長（志村 忠昭）

以上で執行部の答弁がありました。古川議員、再質問ありますか。

古川議員。

議員（古川 幸義）

再々質問ではなく、要望として。

いつ来るかわからない大地震ですが、備えがあれば、かなりの減災となります。地域防災計画にさまざまな事項が書かれておりますが、町民の安全・安心を守るには、書かれている活字ではなく、実際の備えや防災の実施、行動が被害を抑える要因となります。また、地震災害が発生した時点で、災害の廃棄物は7万2,000トン、津波堆積物が9万7,000トン、合わせて15万5,000トンの廃棄物の処理場所や処理方法などがまだ決まっております。早期に計画をお願い申し上げたいと思えます。

また、先ほど課長がおっしゃられました税務課等が行う罹災証明書などは、専門知識を持った業者の応援なくては作業が進みません。これも、早期計画をお願いいたしたいと思えます。

また、町民の方々が地震の際、避難経路や津波による高台避難場所はどこが安全なのか日ごろ認識し、災害時速やかに避難できるように強く希望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって8番 古川議員の質問を終わります。

次に、7番 小川 保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番 小川 保です。

大枠で、1、町長のマニフェストについて、2、地球温暖化対策としてLED照明への転換について、この2点を質問いたします。

本日は3月11日であります。3年前のきょう、東北地方を中心に大震災が発生いたしました。被災された方々には、改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そのとき、町長は就任直後であり、私も議員活動の第一歩を踏み出したときで

ございました。この被災に深い悲しみと強い感情を記憶しております。したがって、本日はそれに関連した住民の安全・安心を第一義とする町長のマニフェストについてお伺いいたします。

丸尾 幸雄町長は、就任されて3年を経過いたしました。出馬の際には、次のようなマニフェストを掲げておられました。1つ、安全・安心対策の推進、1つ、まちおこしの推進、1つ、高齢者対策の推進、1つ、子育て支援の推進、1つ、教育の充実、1つ、住民参画、住民協働のまちづくり、1つ、健全な財政運営、1つ、行政改革の推進、この8項目につき、ご自分の信条として町民に政権公約されました。町長に就任後、町民の負託に応えるべく日夜努力をしてきたものと拝察いたしております。

早いもので、平成26年度は町長1期目の最終年、いわば総仕上げの年であります。そこで、1つ目の質問は、3年前に掲げた8項目のマニフェストの総点検をお願いしたいと思います。達成できたのは何か、できなかったのは何か、今準備中で今後の計画としているものはどんなものなのか、またそれらの点検結果を踏まえ、1期目の最終年である26年度の行政運営をどのような決意で行おうとしているのか、お伺いいたします。

次に、この項目の2つ目の質問です。

マニフェストは、町長就任時の町民への約束ですが、就任後、新たな課題もたくさん出てきたと思います。例えば、多度津山のサッカー場の整備も、いわば新たな課題の一つだと思います。つまり、マニフェストの1つ目、安全・安心対策の推進の中で、防災中枢機関としての消防庁舎の改築とあわせ、そのすぐ隣にあるサッカー場も避難場所として利用できる優位性を持っておるのではないのでしょうか。整備に当たっては、グラウンドを芝生化したり、避難の際にも有効となる照明設備の設置、そしてふだんはサッカー場とグラウンドゴルフなど、さまざまな催しを同一コートで使用できる多目的施設とすれば、これはマニフェストの2つ目、まちおこしの推進とそして3つ目の高齢者対策の推進にも関連いたします。町外など、遠方への練習や試合に行っている幅広い年齢層、特に高齢者の町民や、また逆に町外からの利用者の集客、にぎわいづくりにもなろうかと思えます。また、それらの計画を実施するとすると、どのような財源を計画することができるのでしょうか。いかがでございましょうか。

さて、2点目、地球温暖化対策として、LED照明への転換についてを質問いたします。

近年、夏になると異常気象が毎日のようにニュース等で騒がれております。昨年8月、高知県で国内最高気温になる41.0度と、人間の体温を上回るものでした。また、夏の渇水やゲリラ豪雨による水害も頻発しておりますが、これらも地球温暖化が原因と言われております。地球温暖化の原因は、人間の生活や経

済活動によるものと考えられており、年々深刻な状況になってきております。この問題は一朝一夕に解決できるものではありませんが、解決に向けて今始めることが肝要かと考えます。一人一人の人間が自分たちのライフスタイルを見直し、環境に優しい行動をこつこつと実行していくことが大事だと思います。町役場でも、クールビズやエアコンの設定温度を調整するなど、いろいろな取り組みをしておりますが、私は、庁舎や公共の施設などの照明を蛍光灯や白熱灯をLEDにできるだけ早くかえることが温暖化防止対策の一助になると思います。LEDの照明につきましては非常に高価で、初期投資を償却回収するのに時間がかかると思われてきておりました。がしかし、最近急激に価格が下がってきております。また、蛍光灯のLEDタイプも普及してきており、価格も下がり、かつ装置的にも簡単に交換できるようになってきております。

そこで質問です。

庁舎の蛍光灯や白熱灯などをLEDにかえた場合、初期投資としての交換費用は幾らになり、その節電額は幾らになるのか、また何年で償却を完了できるのか、その後は幾らほど経費節約ができるのかなど、経済面での効果などお尋ねいたします。

以上、町長のマニフェストについてと地球温暖化対策としてLED照明への転換についての大枠で2点の項目の質問いたしました。よろしくご答弁お願いいたします。ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

小川 保議員のご質問のうち、私のマニフェストの総点検についてお答えをしてみたいです。

私が町長就任の際掲げましたマニフェストは、毎年私の施政方針に反映をしておりますし、行政運営は継続性が大事だと思っております。

事業、施策を実施するには、まず財政運営がベースになります。財政規律を守ること、優先順位を決め、選択と集中の考えのもと、費用対効果を最大限高めることにより、財政の健全化を図っていくことを常に頭にたたき込んで行政運営に当たっております。その考えのもとで、多度津中学校と消防庁舎建てかえ、幼稚園舎の耐震補強工事は完了間近となり、白方小学校の北棟の改築計画も進んでおります。教育施設についてはめどが立ちましたので、平成26年度より、私の公約に掲げております子育て支援策としての乳幼児医療費無料化年齢を中学校卒業まで伸ばし、高齢者福祉の推進として福祉タクシー制度を創設いたしました。

安全・安心対策としては、町長就任当初から自治会単位で自主防災組織を結成

していただくことをお願いし、資機材の助成も続けております。町民の生活を守るため、河川からの冠水防止のための河川改修、かさ上げ工事等、逐次推し進めております。防災対策として、緊急時の危機管理体制を医師会や民間諸団体と連携、協定締結しながら整えております。まちおこしの推進といたしましては、観光協会を一本立ちして、観光行政を推進していきます。桜祭り、凧あげ大会、夏祭りイベント等、町内はもとより、町外から多くの人々を呼び込み、町の活性化を図り、特産物を宣伝してまいります。JR多度津駅周辺の活性化を駅舎のバリアフリー化も含んで、JR四国と香川県とともに現在協議中であります。

町を元気にするためには、行政と民間団体との協働が必須だと考えております。現在、観光行政を推進するために、民間団体と古民家再生プロジェクト等を推進しております。多度津町の将来像は、住民に参画していただき、住民と協働して実現していくという考えのもとで、町政報告会や対話集会を開催して、町民皆様のご意見、ご要望を行政運営に反映しております。

平成 26 年度は、第 6 次総合計画策定に向けて、まちづくり委員会を開催し、多度津町の未来像をつくってまいります。多度津町の適正な校区数の検討や現在行っております通学区域の見直し等を実施しながら、教育環境をよくし、多度津の宝である子供たちの安心・安全な教育推進に努めてまいります。町民皆様からお預かりしている税金の中から給料をいただいている私たち地方公務員にとって、第一義的に成すことは、町民皆様の幸せの向上であり、住民サービスの向上に努めるべきであり、そのために住民目線で、町民皆様に接し、ちょっとした気遣いや心遣いを持って対応することが大事だという考えを就任 1 年目に全職員にレポートを提出してもらって、その上で面談を実施して、心構えの話をしました。職員のモチベーションを高めるため、職員グランプリという形で職員提案制度を実施し、職員チャレンジ制度も実施いたしました。年功序列的なやり方ではなく、管理職の意見も考慮した上で、能力とやる気のある職員を優遇する、平等ではなく、公平な人事考課制度につなげていこうと考えております。

小川議員ご指摘の多度津山サッカー場整備の件につきましては、グラウンドの芝生化や照明器、クラブハウスの設置等、規模の大きいサッカー大会が開催できることを考えておりますが、サッカー場の北側半分には、新たな財源を生み出すため、物流センターや配送センターとしての企業誘致も考えております。町財政が厳しい折、サッカー関係団体から助成をいただくことも考えておりますが、まだ検討中です。また、サッカーだけでなく、運動公園として他スポーツ団体も使用できるように整備したいと考えています。桃陵公園、桜の森高原と続く一連の町民の憩いの場としての活用を考えております。ご理解賜ります

ようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

小川議員ご質問の2点目、「地球温暖化対策としてLED照明の転換について」お答えいたします。

まず、蛍光灯をLED化するには、管の交換と器具本体の安定器を交換しなければなりません。本庁舎の40W蛍光灯の本数は約670本あります。これを全てLEDに交換しますと、約770万円必要となります。また、器具が約320台あり、これらのLEDに対応する工事費用として80万円かかり、合計で約850万円の経費が必要となります。

消費電力は40Wクラスのを20WのLEDに交換し、年間2,500時間の使用と仮定しますと、電力の契約が業務用ですので、単価は夏季が14.64円、それ以外が13.5円で、単純に使用電力量のみで比較すると、40W蛍光灯で年間92万3,000円、LEDは46万1,000円で、差額は46万2,000円程度と思われます。従いまして、電気代で初期投資を回収するには18年程度はかかることとなります。LEDの単価はこれからも下がってくるとは思われますが、現在蛍光灯の単価は130円～590円程度で調達しており、単価の差は依然として大きいものがあります。LED化して寿命が4～5倍に伸びても、交換を行えば、費用を回収するにはかなり時間を要すると考えられます。

実際には、計算より少ない年数で初期費用の回収ができることが予想されますが、それでも10年程度の回収は困難ではないかと思われれます。また、LED照明は直下の狭いエリアは明るい、周辺はやや暗いという特性があり、全体として照度を確保するには蛍光灯よりも本数がふえるという側面もあります。LEDはまだ開発途上であり、今後はさらなる価格の低下や、ピンポイントではなく全体として照度を確保する、あるいはもっと簡易な簡単なLED化の技術の開発等の進化も期待されます。

本庁舎は既に老朽化が著しく、庁舎建設基金の積み立ても始まっており、たちまち庁舎全体をLED化するというよりも、庁舎の改築時にLED照明を導入すべきかを検討したいと思えます。

議員ご指摘の地球温暖化対策としては、LED化は有効な手段であり、また環境の町宣言をしている本庁としても取り組む必要がある事業だとは思いますが、財源にも限りがあり、早急に取り組まなければならない事業もありますことから、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、簡単ではありますが、小川議員へのご質問に対する答弁とさせていただきます。

きます。

議長（志村 忠昭）

以上で小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

町長からは、マニフェストの総合点検ということで詳細にご回答をいただきました。本当にありがとうございます。

私も、町長のこれまで3年間の姿勢についていろいろと見させていただいておりましたが、本当に一生懸命やっておられるなど、この財政の厳しい中、取捨選択をしながら進んでおるといふふうに私も感じております。本日のご答弁の中、本当に重々わかりました。ありがとうございます。

あと一年、仕上げの年だと思っておりますので、これはぜひお願いをしたいと思っております。頑張ってもらいたいと思っております。

それから、これからは再質問でございますけれども、まずサッカー場の件です。この件につきましては、ぜひお願いをしたいと思っております。このことについての強いご回答をまた再質問としてお願いいたします。もちろんサッカー場といえども、広い場所でございますので、どこまでやるのか、どこまでやれるのか、こういったところも含めて、もう一度ご回答をお願いしたいと思っております。それから、照明のLED化につきまして、総務課長のほうからご回答をいただきました。ありがとうございます。

私がLED化について質問させていただきましたのは、主に経済的な面、これも非常に大事でございますけれども、環境について我々は強く進んでいかないと、こういう気持ちでもって質問をさせていただきました。単に経済的に10年かかる、12年かかる、そういった類いのことでなくって、今我々がやるべきことは何なのかということでございます。一つ一つやっていくということです。今、庁舎の中でいろいろ節電をやられております。これ非常によろしいかと思っております。それもあわせて、ご検討を願ったらと思っております。このことについて、もう一度質問をいたしたいと思っておりますけれども、まず庁舎の改築時にLED化すればどうだろうかという、総務課長からのお答えがございましたけれども、じゃあ庁舎の改築時期はいつごろになるのか、そのことも含めてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

小川 保議員の再質問のうちで、サッカー場の件の考え方についてお答えを申し上げます。

近年、とみにサッカー人口が増大をしております。その中で、いろいろとお聞きするのが、施設が不十分だと、施設が少ないとか、施設をもう少し改良してほしいということを常々聞いております。その中で、私が町長に就任をさせていただいたときに、現在あるサッカー場を常設的に、そしてみんながサッカーが楽しめるような、そして皆さんがスポーツに親しめる、そういうふうなことを考えておりました。今も、そう思っております。その中で、先ほど答弁申し上げましたように、照明器具の設置とか、芝生化とか、そしてクラブハウスの設置とか、そういうことを今考えておりますが、先ほども申しましたように、財政の健全化を考えていく中で、優先順位を決めて、そして費用対効果を考えながら財政運営はしていくということを肝に銘じているし、頭にたたき込んでおります。その中で、今検討中でありまして、もう一つサッカー場ではなくて、フットサル場っていうのもサッカー人口の増大を考えたときに、これも必要じゃないかなと思っておりまして、それは、堀江公園の中で、今これも検討中です。また、明確なものができ上がっているわけではありません。それは、堀江の住民の皆様方とも話をしながら、ご理解をいただきながら、そして皆様方が楽しんでいただける、そういう場にしたいと思っております。

それと、サッカー場だけではなくて、今運動公園としての機能を持たせたいということで、小川議員のほうからは、グラウンドゴルフという個別の名称もありましたが、私もグラウンドゴルフの協会に入っている身でありまして、大変ありがたいことを聞きましたけども、やはりそういうたくさんスポーツを親しんでいる方が、体育館の中だけではなくて、大空のもとで運動ができる、そして憩いの場となれる、そういうふうなサッカー場にしたいと思っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

小川議員の再質問でLEDのことですが、議員言われるとおり、行政体としてそういう姿勢を示さないといけないということは十分考えられます。LED化については、再度安価な方法という、あるいは三流メーカーの器具を使うとか、そういう方法の中で再度試算をしてみたいと思います。そういう中で判断をしてまいりたいと考えますので、よろしくご理解いただきたいと思います。それと、庁舎の改築の時期でございますが、平成 24 年度に庁舎建設基金条例を制定しまして、その当時 10 年後、目標額 3 億円ということで示したと記憶しております。ということで、一応現在のところは平成 35 年完成を目標に考

えているというだけでございます。ただ、これ 35 年完成となれば、多分建築に 2 年、その前に議会の皆様とも協議、あるいは住民との協議、パブリックコメント等々、いろいろな手続等調整があるので、それで二、三年かかると思いますので、二、三年後には、ある程度具体的に時期を明示して、どういう手法でいくかという時が来るのではないかと判断をしております。

以上、簡単ですが、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁は終わりましたが。

小川議員。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

町長から力強いご回答をいただきました。本当に感謝いたしております。ぜひお願いをします。これは、質問ではありません。要望でございます。

それから、総務課長のほうからも、庁舎の改築時期について明示されております。恐らく 10 年後ぐらいにはきちっと改築がせないかんなど、できるものというよりも、せないかんというふうに思っております。ぜひ皆さんともに検討をして、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって 7 番 小川議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は 10 時 45 分にいたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

6 番 村岡 清邦君。

議員（村岡 清邦）

6 番 村岡 清邦です。

私は、財政運営の基本条例の制定について質問をいたします。

平成 26 年度、町長の施政方針には、その重点施策について 5 点の記述があります。重点施策を初めとする行政運営は、まさに財政運営であると思っております。

経済は明るさを取り戻してきているとし、国は税収の伸びを見込んだ積極的な予算を編成したようですが、本町の当初予算の内容は、国の補助金、交付金や

有利な起債などを活用、殊に補助金の変身による新たな事業の創設など、英知を結集しての予算編成だったと推測するものです。

多度津町の財政運営はこうやっているんだよと住民の方々に説明し、理解が得られやすいものは、条例、規則に定めがあることも、その一つと考えられます。細部の細やかなことは説明を要することかもしれませんが、その基本的な事柄については、条例を開けば理解を深めていただけるのではと感じています。

財政運営について、他市では基本条例を設けているようです。他市の条例を拝見させていただきますと、まず初めに財政運営の基本方針、さらには市長の責務、歳入の確保及び歳出の見直し、公共施設その他資産の管理、基金、起債、使用料、補助金、委託料の見直し、情報の公表、財務諸表の作成及び公表、財政運営判断指標の算定及び公表、中期財政計画の策定、実施計画の策定、さらには予算の編成などの条文の整理がなされているようです。その条文の一部を抜粋いたしますと、起債の項では、次のように書かれています。市は、地方債の発行に当たっては、起債以外の財源調達の可能性、2つ目には、将来において当該地方債の償還を市民が負担することとなる妥当性、3つ目には、後年度の財政運営に与える影響などに留意をしながら、起債の適否、限度額を決定しなければならないというような規定もあります。そして、市は、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るように努めなければならない。ただし、重要性または緊急性の高い行政課題に対応するため特に必要があると認める場合については、この限りではない。3つ目には、市長は、前項ただし書きの規定により起債を行うときは、その理由を明らかにしなければならないというような規定の内容であります。この起債の考え方については、本町においても同様の考え方をしながら、起債額の減少に努めておられることについては理解をいたしておりますが、こうした条例が制定されていれば、この定めによって行っていますよと、より丁寧に説明ができると思います。また、本年の多度津中学校の改築に当たっての起債についても、ただし書きの規定に従って事業実施を行っているのだなと理解を得ることもできます。

また、他の市においては、財政運営の指針として、次のような規定を盛り込んでおります。市の財政は、市民の厳粛な信託及び負担に基づくものであり、市は財政を健全に運営しなければなりません。2つ目には、市の負債は、現在及び将来の市民の負担であり、市は人口の動向など市民の負担能力の変化を考慮して、世代間の負担の均衡を図るとともに、長期的な計画、起債その他の将来の負担に影響する事項については、その負担が意思決定に参加できない者によっても担われることに留意して決定をしなければならないというような規定も設けております。

また、責務規定といたしまして、市民は、政策による市民の利益が市民の相応

の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければなりません。2つ目には、議会は市民の信託に基づく市民の代表機関として議会の議決を要する計画及び予算(補正予算及び暫定予算も含む)を議決し、予算の執行を監視し、並びに決算の認定をしなければならない。また、市長は、市民の信託に基づく市の代表機関として、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営し、職員は十分な注意力及び勤勉さをもって財務に当たらなければならないというような規定を定めております。

条文の表現方法は少し違いますが、世代間負担の公平性に配慮した内容と言えらると思います。特に、市民の責務、議会の責務、市長の責務、また職員の財務にかかわる事柄にも触れ、市全体で取り組む姿勢が酌み取れる内容となっております。

そこで、お尋ねいたします。

本町においても、中期財政計画や財務諸表の作成及び公表、財政運営判断指標の算定及び公表の事柄については、既に実施、公表いたしておりますが、条例の制定により、本町の財政運営の基本方針がわかれば、推進する事業への理解が深まるものと思います。財政運営の基本方針の内容をよりわかりやすくするため、条例を制定してはいかがでしょうか。

終わります。

議長(志村 忠昭)

丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

村岡 清邦議員のご質問にお答えをしております。

行政を運営していくに当たり、その根拠となるのは財政であり、健全な財政を運営していくことが重要課題だと思っております。私が町議会議員のとき、一般質問をさせていただくときには、必ず1項目は財政の健全化について質問させていただきました。当時は、常に危機感を抱いていたときでしたので、財政の重要性は理解しているつもりでおります。私が町長に就任させていただいてから、常に念頭に入れているのは、財政規律を守ること、優先順をつけ、選択と集中のもと、費用対効果を最大限発揮することを心がけております。重要課題として取り上げている財政ですので、規範である基本条例の制定も考慮に入れて検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳細につきましては担当課長よりお答えをしております。

議長(志村 忠昭)

総務課長 石原君。

総務課長(石原 光弘)

村岡議員ご質問の「財政運営の基本条例について」お答えいたします。
地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政運営につきましては、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、平成 21 年度 4 月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行されたことから、各自治体が住民等の理解と協力を得ながら、財政の健全化を早期に進めていくために、みずからの財政状況についてより積極的に情報を開示していくことが求められるようになりました。

当町におきましても、地方自治法に基づく決算や財政状況の公表などを広報やホームページ上で行うことで開示に努めて参りました。しかし、財政に関する用語は一般になじみが薄く、難解であるにとられているようでございます。

そのような状況におきまして、わかりやすく住民の皆様公表するため、平成 20 年に、平成 19 年度決算を「多度津町の台所事情～さくら家の場合～」と標題をつけ、多度津町の財政状況を一般家庭に見立て、平易な言葉を用いて解説し、掲載した経緯がございます。

残念ながら、その後更新はしておりませんので、この「多度津町の台所事情」を更新するとともに、誰でも町の財政状況が理解できる公表手段を検討してまいります。

ご質問の財政運営基本条例は、議員がご指摘のとおり、財政運営の基本原則をそれまでの内部管理から新たな義務づけを含めて公開・公表し、首長、議会、住民が守るべき自治の原則として法制度化し、財政の健全化を目指す又は維持するための仕組みでございます。

しかし、景気の影響を受ける法人町民税、交付税制度などの国の経済政策、税制度、地方財政制度によって財政運営が大きく影響される単年度の収入自体を長期に計画的に決めることには無理があると考えております。議会審議が条例に適合するかのチェックになってしまい、政策が将来的に大切であるかというような議論が薄くなる等の恐れもございます。条例を制定する場合には、条例自体の内容とともに、住民の関心の向上と理解及び実際の運用方法の熟成が重要であると思われまます。条例制定を提案した自治体では、「今なぜ条例制定をする必要があるのか」などの議論があり、継続審議になっているところもあるようでございます。一方、現在新地方公会計制度が導入されようとしており、平成 26 年度には総務省より標準モデルが示され、今後はその対応を図っていくこととなります。この標準モデルは、住民や議会に対してわかりやすく公表することで財政の透明性を高め、説明責任を果たすとともに、財務書類から得られる情報から資産の状況等を整理し分析することによって、有効に活用することができ、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることを目的としておりますが、大きく財務処理が変更されるため、業務量

が多大になることが予想されます。今後は、この制度が確立していく中で、条例制定が必要となれば取り組んでまいりたいと考えております。当分の間は、わかりやすく情報公開に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、村岡議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

詳しく答弁をいただきました。

多度津町では、中期財政計画についても、5年間をスパンとした内容での中期財政計画というようにお示しをいただいております。そうした中で、他市の状況をちょっと見させていただきますと、中期財政計画、そのことについては説明、解説も含めたような資料も含めながら、こうした条例のなぜつくったのかということもお知らせもしながら進めているところもあるようです。そんな中で、中期財政計画の中に1つはもちろん一般会計及び特別会計の歳入歳出の見込み額、この部分につきましては、若干特別会計が含まれてないのかなという思いがいたしますし、財政調整基金、その他財政の安定のために資金を留保している基金の見込み額、さらには地方債の現在高の見込み額であるとか、財政運営判断指標がどのように変わっていくのかという見込み、さらには財政判断指標の目標値なども含めて記載をいたしておるようでございます。そんな中で、住民向けの解説には、このように書かれています。抜粋ですが、十分先ほどの質問の中で書き切ることはできませんでしたが、お聞きをいただけたらと思います。中期的な期間とは、原則として5年間としますよ、このことが定められています。それから、中期的な期間における各年度の財政見通しを作成しとは、自治体財政は単年度予算主義の原則に基づき運営をされていますが、計画的な財政運営を行っていくには、財政について中期的な見通しを持つことが必要となるため、市長は毎年度中期財政計画を策定しなければならない旨を定めていますというような解説も含めたような形で住民の皆さんのご理解を得るといような状況が見受けられます。そうした中で、本町においてもこうしたような基金の残高とか、あるいは地方債の残高とか、指標の見込み、さらには指標の目標値等も含めながら、中期財政計画を立てていく。そのことについて、どのようにお考えか、ご質問をいたします。よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

村岡議員の再質問でございます。

中期財政計画の中で、それらの基金残高、起債の残高、あるいは指標の目標数値を示せということでございます。

現在、財政部門の考え方は、中期財政計画につきましては、一昨年12月に中期財政計画をお示しして、議会の議員の皆様には説明した中で、大きな変更があれば再度説明をいたしたいということでしたが、現在その段階では、中学校建設、消防建設も入りまして、大きくこの計画が変わっているということではございませんので、昨年度12月ごろには見直しは行っておりません。今後、政策的に大きな変更が出てくれば、また中期財政計画は見直して、再度お示ししたいと考えております。

そういう中で、数値の目標値は、非常にデリケートな分で、ある程度目標を出せば縛られる部分もあります。確かに、議員言われたとおり、非常にわかりやすくきちっと住民に説明する必要があるということは重々理解しておりますので、そういう状況の中で、どこまで公表できるか、あるいは議員の皆様とも十分議論しながら、今後住民皆様に理解いただけるよう財政運営を進めていきたいと思っておりますので、簡単であります。再質問の答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁がありました。再々質問があればお受けいたします。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

財政運営の基本条例については、いま少し時間がかかるというようなご説明もありました。

1つ要望でございますが、広報が毎月出されておりますが、広報の片隅でも結構でございますので、この財政についての言葉の意味を少しずつ住民の皆様にもご理解をいただけるような形で何々とはというような用語解説というようなものも少し広報の中に入れてはどうだろうかというような気もいたします。それは、償還金残高一つをとりましても、それは何を意味しているのか、なかなか言葉は難しい。それは、今多度津町が抱えている償還額、お金を返さなければならぬ元金のことなんですよという、そうした小さな事柄でも結構だと思いますが、載せてはどうだろうか。あるいは、起債の借り入れに当たって、多度津町今大変苦勞なさっております。この説明書によりますと、市が留意しなければならないこと、それは毎年度の起債の合計額が当該年度の地方債元金償還額を下回る、それは借り入れする額が償還する額よりも少なくして、残高を少しずつ少しずつ減らしてるんですよ、そんなことも説明の中に記載もされておりますから、多度津町がこういうような起債の考え方についてこのように

進めているんですよというようなことも、広報の片隅に財政運営の指標といたしますか、事柄についてこんなことやっていますというようなこともあわせて載せていただければ、住民の皆さん、条例が今すぐできないっていうのであれば、そのような工夫もなさってはどうか。これは要望でありますので、質問ではありません。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（志村 忠昭）

これをもって6番 村岡議員の質問は終わります。

次に9番 村井 勉君。

議員（村井 勉）

9番 村井 勉です。

私は、1点お伺ひいたします。

さぬき浜街道の多度津町道部分についてお伺ひいたします。

高松市と中讃地域の工業地帯を直結し、瀬戸大橋開通後の交通増大に対応する動脈、臨海産業道路として当初40.8キロが計画され、そのうち高松市と多度津町34.4キロを第1期計画区間として1967年より各道路の管理者である県及び各市町が事業主体となり整備が開始されました。1988年11月、第1期計画期間全線が暫定2車線で供用開始、同時に「さぬき浜街道」と名称を変更し、現在に至っております。整備が開始されてから約45年、町道として供用してきた、さぬき浜街道の堀江交差点から東白方までの町道部分が、平成26年度に町道から県道に移管されると聞きましたが、現在皆さんご存じのとおり、県道さぬき浜街道から町道さぬき浜街道に入ると、東浜の交差点から東白方までの区間はまずまずの状態ですが、堀江交差点から東浜交差点まで約2キロの間の道路と歩道部分は極端に状態が悪く、大規模な改修工事が必要であると考えます。

東新町や日の出町の住民からは、さぬき浜街道を大型車が通るたびに、夜寝ていても目が覚めるほど振動するとの声も聞かれています。また、歩道部分もアスファルトが劣化し、バラス部分がところどころ露出した状態になっているため、町へは何度も早急に改修していただくようお願いしておりましたが、移管するまでもう少し待つてほしいとの回答でありました。

そこでお聞きします。

県に移管するに当たって、本町も県とは十分協議しているものとは思いますが、1つ、さぬき浜街道の県道への移管スケジュールはどうなっているのでしょうか、1つ、さぬき浜街道の多度津町道部分に関する道路、歩道等の改修計画はどうなっているのでしょうか、1つ、改修計画の有無に関し、早急な改修が急がれる堀江交差点から東浜までの区間はどうか、1つ、町道さぬき浜街道のローソン多度津町店前のS字カーブは、交通量が多い上に

大変見通しが悪く、交通事故が発生しやすい状況となっています。町民からは、横転事故などの発生していることから、安全面での不安も聞こえています。そのため、町道を県に移管する際、S字部分から新港橋までの区間を直線に近い道路に改修するよう県への働きかけをお願いはできないものでしょうか。

以上で質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

村井 勉議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

さぬき浜街道は、親しみを覚え、日常生活においても大変便利な道路として活用されております。

さぬき浜街道が平成 26 年度より県道に昇格いたします。それは、大変喜ばしいことではありますが、昇格に伴って、浜街道と並行に走っている県道部分が町道として認定しなくてはならなくなりました。今 3 月議会で町道認定議案を提出しておりますが、浜街道の町道部分が県管理となるかわり、県が管理していた区分が町管理としておりてくるわけですので、必ずしも今後町負担が軽減されるわけではありません。詳細に関しましては、担当課長よりご説明をしてみたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

失礼します。

村井議員のさぬき浜街道の多度津町道部分についてのご質問に対し答弁をさせていただきます。

1 点目のさぬき浜街道の県道への移管のスケジュールにつきましては、先ほど町長からの答弁もございましたが、平成 26 年度より浜街道の町道部分が県へ移管をされます。その移管に伴い、本会議でご承認をお願いをいたしております新規町道認定路線の予定路線の 3 路線が先行して県から町への管理移管となります。承認後、直ちに供用開始の手続に入ります。

2 点目と 3 点目の浜街道の改修計画につきましては、県中讃土木事務所に確認をいたしたところ、現段階においては具体的な改修計画はないそうですけれども、さぬき浜街道については、災害時の緊急輸送路の指定もされていることから、計画的に整備を進めていくとの回答がございました。維持管理につきましては、従来 of 管理を継続していただくこととなります。今後は、町といたしましても、県に対し少しでも早い整備を要望していきたいと考えております。本来、町として早期に整備ができなかったことにつきましては、おわびを申し

上げます。

次に、4点目の東港町にあるローソン前のS字カーブの道路構造につきまして、S字のカーブを緩くするとなれば、新港橋からの道路の線形を考えますと、道路南側のJR用地にかかることから、現段階といたしましては、道路の線形を変えることは難しいと考えられます。このことから、少しでも安全を確保できるよう警戒標識の設置や道路標識等による注意喚起を今後県に要望いたし、あわせて道路構造につきましても要望していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、村井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で村井 勉議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村井 勉議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 勉）

ただいまの答弁で、改修計画は未定だと聞きましたが、早急な改修の確約はできないものか、再質問にさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

建設課長。

建設課長（島田 和博）

中讃土木に関しましても、我々がこの3年間いろいろ要望なりする道路課の係の担当も、この3月退職ということでございます。改めて、4月以降、真剣にこれは慎重に早く対処しなければ、我々の不手際を県に押しつけることとなりますけれども、大変浜街道についてはスピードもありますし、S字カーブの手前ということでありまして、下水道管の入っている部分が一番悪いんですけど、早く本当に町として整備をいたしたかったわけですけども、構造等我々と県サイドの舗装構造が違いますので、今我々がやったとしても、最終的な耐用年数、いろいろ鑑みてみれば、そういう予算もありました、そういう形で残念ながら未整備、未改修ということに今回までなっておりますことを、先ほどもおわび申し上げましたけれども、これは早急に対処しなければならんという重要課題だと思っておりますので、4月以降真摯に早急に対応できるべく、町として要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁が終わりました。

村井議員、再々質問あれば。

村井議員。

議員（村井 勉）

要望ですけど、早急な改修をお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって9番 村井 勉議員の質問は終わります。

次に3番 金井 浩三君。

議員（金井 浩三）

一般質問、3番 金井 浩三。

大きく3点について質問いたします。

まず1点目は、水関連の問題です。

12月議会で、水道事業の広域化について質問しました。これに対し、県が水道事業の一元化を進めているが、現時点では具体的に決定している事項はない、町財政が厳しい中、水道施設の改修費用を考えると、県主導の水道一元化に向けての取り組みを考慮したほうがよいとの答弁でした。

3月号の町広報紙では、消費税改正に伴う上下水道料金のお知らせが掲載されていました。町の上下水道料金は、外税なので、4月からは消費税分の値上げになりますよということがわかりやすく説明されていました。消費税率の改正に伴う水道料金の上昇分はやむを得ないとしても、浄水場や水道管の施設の老朽化に対応するための多額の費用が今後かかるということを考えると、5年後、10年後には水道料金は一体何%の値上げになっているのかということが心配になってきます。今後の見通しといっても、なかなか難しいと思いますが、町単独で水道事業を維持したときにはどうなるのか、県主導の水道一元化に組み込まれたときにはどうなるのかを少しずつでも考えなければならぬのではないのでしょうか。町民の皆様に安全な水を安定かつ安価に供給していくことが町の使命だと思いますが、どのように考えているのか、お伺い申し上げます。

質問の2点目は、多度津町国際交流協会についてです。

私は、協会の評議員になっており、協会の今後のあり方について非常に心配しております。平成4年に上海市普陀区との友好交流がスタートしてから20年余り経過しますが、中学生の相互交流事業が2年連続で中止になるなど、活動が休止状態になっており、今後どのように取り組んでいくべきかを真剣に考えなければならぬと思います。日中関係が難しい状況の中、中学生を派遣するということはどうかと思いますし、交流事業を再開した場合の多額の経費をどうするのかも考えなければなりません。

国際交流事業にもいろいろな形があると思います。小学校にも英語教育が導入された現在、英語圏の国との交流を行うほうがいいのではないかと思いますし、また比較的対日感情が良好な台湾との交流を視野に入れてもよいのではないかと思います。

多度津町には、多くの工場があり、研修生など多数の外国人が移住しています。民間レベルでは、多度津日本語交流の会「たにこ」という団体が、町内外に住んでいる外国人方をサポートしているそうです。日本語がうまく話せない、話すことができても読み書きができない、そんな外国人が集まり、ボランティアの方々がさまざまな方法で日本語を教えているそうです。このような活動も、国際交流の一つのあり方だと思います。

そこで、今後国際交流協会をどのように運営していこうと考えているのか、お伺いします。

3つ目は、地籍調査についてです。

12月議会では、調査班をふやすということを検討するという前向きなご答弁をいただきましたが、もう新年度の人事も決まりつつあると思いますので、新年度から何班体制になるのかをお答えいただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。前向きなご答弁、よろしくお願ひします。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

金井 浩三議員のご質問のうち、国際交流協会についてお答えをしております。

当町の国際交流協会は、平成4年に上海市普陀区との交流を契機として設立されたものですので、普陀区との交流のみでした。そのため、発足当初から国際交流という名前なのだから、英語圏や世界各国を対象として締結を考えたかどうかとの意見が多くありました。現在は、中国と日本との関係悪化のため、交流事業は休止状態になっていますし、安心・安全な活動を考えると、再開は難しいと思っております。平成25年4月1日付で公益財団法人の認可を受け、国際総合理解の促進を目的とした公益事業を行うこととなり、現在さまざまな活動を計画しております。国や地域を超えてお互いの文化や習慣を尊重する多文化共生の視点は、国際交流に不可欠であり、これまでの多文化共生のために活動されているボランティア団体とのネットワークやノウハウは、多度津町の国際化において貴重な資源であると考えます。そのため、町内のボランティア団体等が行う町民レベルの国際理解・交流活動を支援する事業を行いたいと思っております。また、小学校の外国語活動の導入を受けて、交流事業に係る経費や安全性も考慮して、英語圏の国との交流も検討してまいります。

多度津町の子供たちにとって、語学研修の必要性は感じております。ただ、普陀区との中学生交流は、行政間で信頼関係を築いた上での派遣でしたので、安全確保に心配は必要ありませんでしたが、信頼関係を築く前に子供たちを派遣することには一抹の不安があり、慎重に進めていこうと考えております。子供

たちの派遣事業の進展によって、外国の行政との国際交流協定の締結ができればよいとの考えでありますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。そのほかのご質問につきましては、各担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

上下水道課長 河田君

上下水道課長（河田 数明）

金井議員ご質問のうち、1点目の水関連の問題について答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、町民の皆様へ安全な水を安定かつ安価に供給することが上水道事業の使命であり、同時に今後は浄水場や配水管などの施設の老朽化への対応が厳しい財政状況の中で非常に大きな課題でもあります。その課題への対応を含め、今後の諸問題への取り組みのため、昨年4月に県と市町で設置した県広域水道事業体検討協議会において、現在業務運営や施設整備、水道料金などの広域水道事業及びその事業体の基本的事項について検討を進めております。具体的には、協議会の下部組織である幹事会と総務、業務の2部会において、広域化に向けた施設の再編整備方針や広域化する場合と単独で事業継続する場合の財政見通し、議員ご質問の広域化と町単独との水道の供給単価の比較、また費用負担の方針などについて検討を重ねているところであります。これらについて、今年度中に幹事会において中間的に取りまとめられる予定となっておりますが、今後引き続き業務運営の方針や各水道事業体の資産の取り扱い、広域水道事業体の組織体制などについても検討を進めていくことになっております。協議会でまとめられた資料が整い次第、委員会などで遅滞なく報告させていただきます、議員各位のご意見をいただきたいと思いますと考えております。

しかしながら、水道事業は、公営企業でありますので、浄水場や配水管などの施設の老朽化対応は、原則水道料金などの収入をもって賄う必要があります。改修の内容などにも大きく左右されることはありませんが、将来的には水道料金の改定についても検討を要する可能性があります。住民の皆様のご負担が最小限となりますよう、今後ともより一層の歳出削減と収入の確保に鋭意努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

建設課長 島田君

建設課長（島田 和博）

金井議員ご質問の3点目、地籍調査について答弁をさせていただきます。

現段階での事業進捗といたしましては、平成 22 年の西港町、東港町、堀江 5

丁目と埋立地を皮切りに、翌年の実施地区、南鴨、糺、辻、北の口と進んでまいり、本年度 25 年度末をもって登記所への送付が終わり、調査面積といたしまして 2.34 ヘクタール、総筆数 964 筆が事業完了をいたしております。

さて、この事業につきまして、事業の開始前の平成 22 年 7 月に開催をされました総務建設産業常任委員会の連合審査会において、第 6 次国土調査 10 年計画の申請内容、事業実施等方針につきましてご議論をいただき、着手をいたしたところでございます。今回の議員ご質問の件に関しまして、人事等組織上の関係も生じてまいりますことから、平成 26 年度中に 3 年にわたる一巡の業務を検証してみる中で、町としてのメリット、問題点を洗い出し、今後の進行スケジュール等について、金井議員のご指摘の点も踏まえ、議員の皆様にも再度ご相談をし、今後当事業に関する方向を見出したいと考えます。ご理解を賜りますようお願いをして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で金井議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、金井議員、再質問があればお受けいたします。

金井議員。

議員（金井 浩三）

国際交流の問題については、なかなか結論を出すのは難しいと思いますが、どうかしっかりと検討していただきたいと思います。

また、水道事業につきましても、健全財政を維持する以上、なかなかしっかりと結論を出していただきたいと思います。

地籍調査については、僕は最重要課題だと思いますので、どうか前向きなご答弁よろしくお願ひしたらと思います。

以上、要望です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって 3 番 金井議員の質問は終わります。

次に 4 番 村井 保夫君。

議員（村井 保夫）

4 番 村井 保夫。

質問は 3 点あります。

まず、質問の 1 点目は、農業問題についてです。

国は、農業政策を大きく転換し、減反政策を 5 年後に廃止する方針を決めました。TPP をにらみ、1970 年から 40 年以上続けてきた米政策を大きく転換し、農地集約を通じた農業の競争力を促すのが狙いです。安倍首相は、生産調整の見直しで、農家がみずからの経営判断で作物をつくれるような農業を実現すると言っていますが、農家は将来に不安を感じています。まだ国や県から具体的

な話は来ていないかもしれませんが、農家の体質を強化するような取り組みをしてほしいと思います。

また、多度津町は、県内では進んでいるほうだと聞いていますが、集落営農をもっとふやしていかなければならない。前にも言いましたが、1次産業を6次産業化して、付加価値を上げて、収入をふやすような取り組みをしていかなければならないと思いますが、町としてどのように考えているのか、またその進捗状況をお伺いします。

そして、今年度より取り組んでいく農地中間管理機構、これは農地集積バンク、各都道府県に1つということです。これは、10年後に目指す姿として、日本再興戦略、平成25年6月14日閣議決定されました。この中で、担い手が利用する農地面積を全農地の8割（現状5割）に拡大、そして新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人（現状20万人）に拡大、法人経営体を5万法人（現状は1万2,500法人）とありますが、今後どのように進めていくのか、わかる範囲内で説明をお願いします。

質問の2点目は、自主防災組織へのAEDの配布についてであります。

AED（自動体外式除細動器）は、操作を自動化して、医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されており、AEDの発する指示音声に従ってボタンを押すなど、簡単な操作で取り扱えます。日本では、救急車が現場到着するまで平均7分を要しますが、心室細動の場合、一刻も早く電氣的除細動を施行することが必要とされており、現場にいる人がAEDを使用したほうが、救急隊員や医師が駆けつけるのを待つよりも救命率が数倍も高いことが明らかになっています。

また、購入する場合も、価格は安くなっています。レンタルでは、1器当たり月額5,000円程度だそうです。心停止に至る可能性の高い疾患を持つ家族を抱える家庭では、自家所有しているところもあるようです。主に不特定多数の人が出入りする空港や飛行機内、ホテルなどの公共施設は広く設置され、消火器などと同様に、万一の事態が発生した際には、その場に居合わせた人が自由に使えるようになっています。2009年の東京マラソンに出場していたタレントの松村邦洋さんが、心肺停止状態になったのを、伴走をしていた救護班がAEDを使用するなど、素早い対応をしたため、命に別状がなかったことは記憶に新しいと思います。

丸尾町長は、常日ごろより防災に強いまちづくりと言っています。その中で、自主防災組織化を進めています。今後、いつ起こるかわからない巨大地震に備えて、各自主防災会、また今後新しく防災会立ち上げに際して配布をしてはどうかと思います。ご検討よろしくをお願いします。

質問の3点目は、小学校の児童数についてです。

町内の小学校の児童数は、ふえているところもあれば、減っているところもあります。教室の数や広さは限られているため、学校運営にはご苦勞があらうかと思ひます。また、小学校に通う児童のご家族の皆さんも、大變氣になるところだと思ひます。新年度の町内の4つの小学校の児童数、学級数の状況は、昨年に比べてどうなっているのか、お伺ひします。

昨年、多度津小学校、豊原小学校の校区の見直しが行われましたが、その効果はありましたか。あわせて、今後校区の見直しにどのように取り組んでいこうとしているのか、お伺ひします。

また、12月議会で白方小学校の耐震化の問題について質問をしましたが、具体的にどのように進めていこうと考えているのか、改めてお伺ひします。

以上で私の質問を終わります。前向きな、また明快なご答弁をお願いいたします。終わります。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫議員のご質問のうち、農業問題についてお答ををしてまいります。政府は、経済成長を推し進める3本目の矢である成長戦略のうち、強い農業を実現するため、大きな改革をしようとしています。ばらまきと言われた戸別所得保障と減反政策を廃止する方針を決定しています。昨年12月の臨時国会で、農地中間管理機構関連2法案が可決されました。都道府県単位で遊休土地を集積し、大規模な集落営農を促進し、遊休農地を貸し与えるという施策です。多度津町の農業経営の基盤を確立するということは、農業に従事している人たちの生活の安定を図ることであり、最優先課題だと捉えております。農業振興を図るためには、町と農協、そして生産者が連携していくことが大切だと考えております。生産者が農協を通じて市場で売るだけでなく、加工、販売もつなげた6次産業化に取り組むことも経営基盤の確立にとって大切だと考えております。ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

そのほかのご質問につきましては、教育長を初め、各担当課長よりお答をををしてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（志村 忠昭）

産業課長 岡君

産業課長（岡 敦憲）

村井 保夫議員の農業問題についてのご質問にお答ををいたします。ご質問にもありますように、農業を取り巻く環境は厳しい状況であり、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加、またTPP環太平洋戦略的経済連携協定の参加に伴い、米麦農家への影響は特に大きいと考えられ、日本

の農業が抱える問題は山積している状況であります。村井 保夫議員もおっしゃるように、これらの諸問題の対策の一つとして、現在国において成長戦略と位置づけ、農家の所得を10倍増させる計画を掲げ、生産者が食品加工から販売まで手がける6次産業化を進め、市場規模を現在の1兆円から10兆円とすることのほかにも、全農地面積の8割の活用、米の生産コスト4割削減、法人化の推進、40歳代以下の農業従事者の倍増などに取り組むこととしており、具体的には、農林水産業地域の活力創造プランに従って、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設など、4つの改革を打ち出しております。また、これらの国の施策にあわせ、香川県もさまざまな支援事業を計画していると聞いておるところでございます。

そこで、ご質問の集落営農の状況でございますが、農林水産省の平成24年集落営農実態調査によりますと、香川県における集落営農の組織は162組織で、うち49組織が法人化されております。最新の情報といたしましては、平成26年2月現在、県内における法人化は62組織であり、うち丸亀が5、善通寺が4、琴平が2、まんのうが4組織であります。多度津町につきましては、豊原地区で3、四箇地区で3、計6組織が設立されており、多度津町内の集落営農法人化は、近隣の市町と比較して進んでおる状況でございます。それぞれの法人では、コンバインや田植え機の新規購入などによって、規模を拡大しつつ、頑張っておられるところであります。

また、オリーブを多度津の特産としたいと頑張っておる多度津オリーブ部会につきましても、平成21年度より全額国費の補助を受けて、オリーブの実証圃場にてオリーブの育成、収穫、加工品の試作、マーケティング調査と6次産業化に向けて取り組んでおり、平成26年度の法人化を目指しているところであります。まず、生産者の方々がどういうふうな形にしたいのかなど、その方向性を見出していく中で、香川県農政部局及び農業改良普及センターなどと本町も連携し、補助事業を活用しつつ、6次産業化及び集落営農法人化に向けて支援してまいりたいと考えております。

次に、農地中間管理機構についてでございますが、ご質問のとおり、農地の利用率の拡大、40代以下の農業従事者の倍増、法人経営体の拡大の目標の実現に向けて、農地中間管理機構の推進に関する法律が制定され、平成26年4月に香川県農地中間管理機構が設立される予定となっております。

事業の内容といたしましては、兼業農家やリタイア農家等から農地を借り受け、その借り受けた農地を耕作希望者である集落営農組織、新規就農希望者、農外企業等を含む担い手に貸し付けを行うことが大筋の事業内容ではございますが、当事業の運営に当たっては、市町及び農業委員会に対して農地の借り受け希望

者の募集及びリストの作成、農地貸付希望の情報の収集及びリストの作成、農用地利用集積計画の作成及び公示、農地利用配分計画案の作成、また機構が借り受けた農地の保全管理等の業務が委託される見込みであります。事業の遂行に当たっては、県内で 16 名の農地集積専門員を市町に配置する予定となっております。また、当事業に協力した農地の貸し手及び地域に対して協力金や農地を借り受ける担い手に対する補助金、また農地集積計画に作成協力した地域内の組織に対して助成金等が予定されておるようでございます。

安倍首相肝いりの成長戦略の施策でございますので、できる限りスムーズで効率的な運用を行っていきたいと考えておりますが、当事業は地域性が大きく影響し、行政面積の小さい香川県において、国の構想どおりいくか、不満要素は幾つかありますので、関係機関と協議を重ねながら、この事業が農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産向上に資するものになるよう進めていきたくて考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

田尾教育長。

教育長（田尾 勝）

村井 保夫議員の町内小学校の児童数、学級数の状況についてのご質問にお答えします。

平成 26 年度多度津小学校児童数 308 名、学級数は 15 です。うち、特別支援学級は 3 つです。各学年 2 学級の予定です。平成 25 年度の児童数は 306 名、学級数 15、うち特別支援学級は 3、各学年 2 学級として、ほぼ変化はありません。新 1 年生 56 名のうち、保護者が就学を決定できる地域からの入学者が 8 名となっております。

同じく、平成 26 年豊原小学校児童数 494 名、学級数 20、うち特別支援学級が 2、各学年 3 学級の予定です。平成 25 年度の児童数ですが 488 名、学級数 19、うち特別支援学級は 2、6 年生のみ 2 学級、その他学年 3 学級と比較すると、若干の増加傾向にあります。

同じく、平成 26 年度四箇小学校児童数 343 名、学級数 15、うち特別支援学級が 3、各学年 2 学級の予定です。ちなみに、平成 25 年度四箇小学校での児童数ですけども 347 名、学級数 14、うち特別支援学級が 2 つあります。各学年 2 学級で、ほとんど変化はありません。

同じく、平成 26 年度白方小学校児童数 121 名、学級数は 8、うち特別支援学級が 2 であります。各学年 1 学級の予定です。平成 25 年度児童数は 131 名、学級数 9、うち特別支援学級は 3 つありました。各学年 1 学級と比較すると、児童数は微減になっております。

続きまして、校区の見直しについてお答えします。

平成 24 年度より教育委員会は、多度津町通学区域検討委員会の諮問により、通学区域の見直しを行ってまいりました。中間答申として、堀江 3 丁目、堀江 4 丁目、堀江 5 丁目、幸町、桜川 1 丁目、北鴨 1 丁目、北鴨 2 丁目、北鴨 3 丁目、若葉町大字道福寺の一部地域を豊原（多度津）小学校区として、保護者の判断により就学できる地域を設けました。それにより、当該地域から平成 25 年度の途中ですけれども、年度中に多度津小学校へ 6 名が転入しました。平成 26 年度、来年度の予定ですが、さらに 8 名が多度津小学校へ入学する予定であります。

また、校区外就学の基準についても検討して、地理的条件に加え、校区外就学の基準を弾力化しております。つまり、就学校より就学校でないほうが、通学距離が短かった場合、希望により申請すれば、就学校以外に通学できることが可能になります。

平成 25 年度には、豊原小学校区と多度津小学校区の通学区域の見直しと同様、他校区の通学区域の見直しを行ってまいりました。近々、多度津町通学区域検討委員会より諮問の答申書が提出される予定であります。答申書が提出され次第、議員の皆様にもご報告させていただきます。

次に、白方小学校の耐震化につきましては、平成 25 年度 12 月の定例議会の一般質問をいただいた際に、町長より耐震確保による児童の安全確保が喫緊の課題であり、費用対効果も考え合わせて、関係各課と連携を図りながら、早急に対処していく方針ということで答弁させていただいたところであります。喫緊の課題であるということですから、耐震性のない北棟の改築が当然妥当であると考えております。耐震化の完了している管理棟の活用も並行して考えながら、関係各課とも協議しながら、北棟の改築計画について、さらに検討を深めていきたいと考えております。しかしながら一方では、今後 15 年度には町内小学校舎が築 50 年を迎え、施設の更新が必要になるだけでなく、人口減少に伴う少子化や子供の偏在化など、地域変貌が予定される、近い将来のまちづくりを進める中で、小学校をどうするかという議論も町全体の問題として検討していく必要があるということは明白であります。そのような議論も視野に入れつつ、改築の具体的な方法については、引き続き執行部内でも早急に協議を進めていくとともに、全町民の代表である議員の皆様にもご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力のほう賜りますようお願い申し上げます。村井 保夫議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君

総務課長（石原 光弘）

村井 保夫議員ご質問の2点目、「自主防災組織へのAEDの配布について」
お答えいたします。

AEDについてはおっしゃる通り、心室細動に対して非常に有効な蘇生手段です。AEDを取ってきて準備する間も、心臓マッサージや人工呼吸といった心肺蘇生は続ける必要はありますが、AEDを装着して心室細動であったり、脈のほとんどない状態である場合には、自動的に判断をして電気ショックを与え、規則的な拍動を取り戻すものであります。

ご質問のタレントのケースは、舞台が東京マラソンであったこと、本人が有名芸能人であったことで、図らずもAEDの有効性に対する格好のPRとなり、多くの反響がありました。

一方で、AEDは安価になってきたものの、まだ本体は30万円から50万円程度し、5年から8年が耐用年数であります。それを過ぎると、本体を更新する必要もあり、その間消耗品やバッテリーなどを定期的に交換しなければならず、セットで3万円程度はかかるのが現状であります。ご質問のレンタルの場合、月5,000円程度としますと、1団体当たり年間6万円、現在11団体が設立されておりますので、年間66万円の費用となります。本町として、自主防災組織の結成については推進をしていく中、組織がふえてくると、それ以上の費用を毎年予算化する必要があり、それが固定化することになりますので、個々の自主防災組織にまでAEDを配備する予定は考えておりません。

現在、本庁舎をはじめ、体育館や小・中学校等19施設にAEDを配備して、緊急の場合に備えておりますが、今後皆様のご意見を聞きながら、必要があれば徐々に整備することも検討してまいります。

自主防災組織に対しては、多度津町自主防災組織資機材整備助成要綱により防災資機材の配布を行っており、また必ず助成対象になるとは限りませんが、財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業で防災資機材の購入も紹介させていただいております。今までに3団体が交付を受けており、地域の防災力強化に努めているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単であります、村井 保夫議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で村井 保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、村井 保夫議員、再質問があればお受けいたします。

村井議員。

議員（村井 保夫）

明快な回答ありがとうございました。

まず、そして再質問であります、1つ目の農業問題であります、今後農業委員会は、所有者に対し農地管理機構に貸す意思があるかどうかを確認するこ

とから始めるとあります。また、その手続の大幅な改善、簡素化により、耕作放棄地状態の発生を速やかに解消を図るなどと明記されています。これは、農業委員会の方々にも負担がかかっていくと思われそうですが、いかがでしょうか。また、AEDに関してですが、先ほどの答弁に関して、執行部のほうは津波災害ばかりを気にしていますが、東南海・南海・東海の三連動の巨大地震が起これば、津波が来る前に、まず家が倒壊する可能性があります。その中で、共助のために、自主防災組織へのAED配布は、ぜひ考えてもらわなければいけない問題だと思います。町民の生命を守るために、このAED、費用がかかりますかともわかりませんが、ぜひ前向きな方向でご検討願いたいと思います。

また、白方小学校に関してでもそうですが、早い段階での改築を明確にさせていただき、いつまで待てばいいのか、いつから改築が始まるのかを明確にできれば回答願いたいと思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

産業課長 岡君。

産業課長（岡 敦憲）

農地中間管理機構の件ですけれども、これを国ないし県等は確保し、町の農業委員会のほう、あるいは市町にいろいろ国が決めたことだからこうこうしなさいよというようなことで、現在県とは調整中でありまして、まだ具体的にこれとこれという分を現在煮詰めておる最中です。基本的に、そういった条項等がまとまり次第、また農業委員会等とも調整しながら、周知しながら、お互いに検討していきたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

田尾教育長。

教育長（田尾 勝）

村井 保夫議員の再質問について、白方小学校の改築についてということで先ほど答弁させていただいたんですけれども、今現在計画を立てている段階ということで、どのサイズのものをつくったらいいのか、教室はどの程度のものを幾つつくったらいいのかとかというような事柄について今検討しております。検討が決まり次第、スケジュール等については、各課とも連携をとりながら進めていきたいというふうに考えています。時期が決まり次第、また報告させていただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（志村 忠昭）

石原課長。

総務課長（石原 光弘）

村井 保夫議員の再質問で、AEDの配備について強い要望でございますが、限りある財源でございます。その財源につきましては、より住民の生命を守るという方策で考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁が終わりました。再々質問、村井議員、あれば。

議員（村井 保夫）

明確な回答ありがとうございました。

また、AEDに関しては、何度も言いますが、町民の生命を守るために、やはり早急に取り組んでいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって4番 村井 保夫議員の質問は終わります。

これで暫時休憩に入ります。

再開は1時ちょうどにします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時0分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて一般質問を続けさせていただきます。

10番 尾崎 忠義君

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員の尾崎 忠義でございます。

私は、平成26年第1回3月議会定例会におきまして、1、防災まちづくり対策について、2、安心・安全の生活交通保障について、3、子供の医療費中学校卒業までの窓口無料化（現物支給）についての3点について一般質問をいたします。

発言に先立ちまして、本日は3・11東日本大震災の日でもあり、亡くなられた方々に対し哀悼の意を心より申し上げ、また被災者の方々の一日も早い生活の再開、そして分断のない支援活動、この再開を願うものであります。

まず最初は、防災まちづくりについてであります。

ことしは、四国霊場創設1200年、瀬戸内海国立公園指定80周年記念に当たる年でもあります。この3月に入り、私たちにとって忘れてはならないことがあります。3月1日には、太平洋ビキニ環礁でアメリカが行った水爆実験で被災をし、半年後に亡くなった第5福竜丸の無線長久保山愛吉さんを悼む墓参行進

が、静岡県焼津市内で行われました。この日は、同実験で多くの日本漁船と近くのマーシャル諸島住民が被災してから 60 年になります。久保山愛吉さんの原水爆の犠牲者は私を最後にしてほしいとの言葉を受け継ぎ、核兵器廃絶を誓う 3・1 ビキノデー集会が全国各地からの多数の参加者によって集いました。また、3・1 独立運動として、3 月 1 日にはお隣の韓国では日本による植民地支配下の朝鮮半島で、1919 年 3 月 1 日に起きた独立運動では、京城（現ソウル）のパゴダ公園（現タプコル公園）で朝鮮半島の独立宣言が読み上げられ、独立万歳と叫ぶデモ行進が行われました。運動は、半島全土に広がり、約 2,000 万人が参加、日本による武力弾圧で 7,500 人以上の死者が出たといわれています。そして、今から 19 年前の 1995 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災に続き、3 年前の 2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、マグニチュード 9 の東日本大地震による大津波と福島東京電力の原子力発電所の損壊による巨大原発災害の発生で、1 万 8,000 人に犠牲者と、今なお避難生活を強いられている 14 万人の人々がいます。そして、地域社会を根こそぎ崩壊させ、住民を生活の場から追い出した福島原発災害は、原発施設の立地そのものが、地域の災害脆弱性を何よりも強く潜在させるということを現実のものとして実証しました。

我が国は、どこでも大地震に見舞われる可能性がある地震国です。加えて、毎年のように大きな台風や集中豪雨の襲来を受け、地域によっては、火山噴火、豪雪、土砂崩落などの発生による災害をこうむってきました。3・11 大震災後、多くの法制度が改正あるいは制定され、南海トラフ地震を初め、大規模震災が懸念される状況の中で、自治体の防災対策はますます重要な課題となっております。一方で、異常気象と巨大災害としての台風や集中豪雨による土砂災害、竜巻被害、そして今年 2 月関東、甲信地方を襲った豪雪害は、従来の枠にとられない支援、これらが必要となってきております。

そこで、我が多度津町における防災まちづくりについて、お尋ねをいたします。

1 点目は、ハザードマップの作成により、各地区での被害想定地域調査や面積はこの数年の間に大きく変化する場合もあり、新たな科学的知見を取り入れて、どのような災害の危険性が存在するのかを明らかにすべきと思うがどうか。

2 点目に、地域には、災害時の要援護者、これは高齢者や障害者など自律行動が困難な人として、どのような人が何人くらい生活しているのか、あるいは住民相互の結びつきの状態などについて、コミュニティーの防災活動を通じ、おおむね把握できているのかどうか。

3 点目には、日常生活に密着した防災情報、防災対策には何があるのか。

4 点目には、災害対策として、1、予防対策、これは未然防止策でございます、2 点目には応急対策、これは事前、緊急の場合であります、3 点目には復旧対策、これは応急、恒久対策でございます、4 点目には復興対策がありますが、

我が多度津町では具体的にどうか。

5点目には、共助力マップを作成し、年代、性別での体力の数値化を行い、時間的变化でのきめ細かい避難指示を行い、パニックを回避している地域例があると聞いているが、どのようなものか。

6点目としましては、大規模災害時でのヘリ救出時に必要な病院、学校、公共施設など建物屋上の対空表示が必要とされているが、どのように考えているのか。

7点目には、巨大災害と向き合う姿勢と、訓練の心構えとして、町内で一斉の避難合同訓練の実施計画はないのか。また、1、ため池、2、急傾斜地、3、山側の土砂崩落予想地、4、河川沿い、5、海沿い、6番、瓦れきによる幹線道路の封鎖、プロパンガスの噴出による火災の発生予想など、あらゆる想定での地域ごとの避難訓練、方法などを実施してはどうか。

8点目には、伊方原発事故の想定及び避難方法などの対応、対策は考えているのか。

次に、安心・安全の生活交通保障についてであります。

超高齢化社会に突入し、移動制約者の今後一層の増加が引き起こす生活難民問題の解決は、我が町にとって大きな課題と言えます。その理由は、第1には、地域公共交通機関の廃止が進んでいることであり、第2には、高齢化ではマイカー運転が困難や危険となる層が著しく増加することです。

第2次世界大戦後の1946年から1950年に出生した、いわゆるベビーブーム世代、団塊世代と申しますが、これらが2012年から65歳以上になっておりますが、この世代は、自動車運転免許所有が圧倒的に多いことが特徴であります。この世代は、現在は高い健康度を有し、車の運転をしています。75歳ごろ、つまり2025年ごろを境にして、やはり健康状態は低下をし、生活機能が衰え、そしてさまざまな障害の発生が急速に増加すると見られます。自動車事故件数の推移を見ると、全体の件数は、ここ近年は右肩下がりに減少しているのに対し、65歳以上の高齢運転者に原因がある交通事故は増加傾向で推移をしております。そうした高齢ドライバー対策として、自動車運転免許証の更新に際し、高齢者講習の受講が1998年から義務化されております。加齢による運転技能の衰えを自覚し、安全運転につながるのが狙いで、全国の指定自動車教習所で実施をされております。当初は75歳以上が対象でしたが、2002年から70歳以上になりました。75歳以上は、さらに講習予備検査、つまり認知機能検査がございます、という判断力などを判定する検査を受けなければならないわけです。

第3には、高齢者や若者に顕著に見られ出した貧困の拡大であります。貧困により、公共交通運賃負担やマイカー保有が経済的に困難になっている層が増加

をしてきております。我が国の高齢者は、豊かと見られておりました。しかし、長引くデフレ不況、そしてゼロ金利の中で疲弊をし、痩せ細っているわけがあります。国民の間に急速に貧困化が進行し、貧富の格差が拡大している状況が色濃く出てきております。厚生労働省のデータで見ると、後期高齢者医療制度対象の高齢者 75 歳以上約 1,400 万人の約 90%が年収 200 万円以下であり、また介護保険の第 1 号被保険者 65 歳以上の 60%が住民税非課税者となっております。他方、若者の間でも雇用がない人もふえ、また雇用されていても非正規が多く、貧困状態が顕著になってきております。

このような中で、生活交通確保については、自治体が本来行うべき責務、核となる行政サービスについて位置づけて、命と暮らしを守るためにも、住民の足を守っていこうという立場に立てば、かなりのことがやれると思います。地域住民の足を守るのは本来的責務として、行政サービスを行う姿勢があればできるのではないのでしょうか。自治体である町が、住民の足を保障するために知恵を出し合い、地元の公共交通事業者の協力を得て、公共交通の整備や改善を積極的に推進した事例は多数あります。そこに共通して見られるのは、首長が公共交通の維持整備は当該自治体にとってさまざまな施策を効果あらしめる土台と認識している点と住民の移動の確保を自治体の責務として位置づけている点であります。

公共交通がないか、不便な場合、住民は自前で移動手段を確保せざるを得ませんが、元気なときはよいのですが、車の運転ができなくなれば、かつては家族に頼んだり、近所に頼んだりして不便さを補ってききましたが、こうした地域の住民関係も、過疎や高齢化の進行などで崩壊してきております。ですから、共助ないし共働として、地域の住民と公共交通運行事業者、自治体の 3 者ができるところを出し合い、協力して対応していくことが必要になってきております。地域住民も、単に要求するだけではなく、協力できることを出し合いながらやっていく実践例が各地で見られ、また町内会、連合自治会や社会福祉協議会などを含めた参加で対応している事例も見られます。このことによって、住民に交通権を保障し、高齢者が気軽に外出をし健康増進になれば、自治体が負担する医療費負担が少なくなり、また商業、観光なども活性化するという総合的な効果が生まれます。単に高齢者のためでなく、若い人もいずれは公共交通を利用するようになり、家族誰もが利用をします。地域づくり、まちづくりの中でコミュニティーの希薄化、崩壊が進んでいるのをはね返し、高齢者が元気に生き生きと社会参加できる仕組みづくりとして、いつまでも住み続けられるための元気な足を確保し、地域の足を守る生活交通、命の交通網の再生が必要なのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、まんのう町が抱える交通問題として、1、電車、バスがあるが、利便性が悪いということ、2、交通弱者の増加、3、地域格差の存在、4、交通事故の増加、5、財政負担の軽減として、平成21年度から国の補助を受けて試験運行し、平成23年度から運行しているデマンドタクシー運行事業、つまりあいあいタクシーでございますが、これは、1、ドア・ツー・ドアの運行、2、効率よく送迎、3、タクシーの便利さを低料金で提供するシステム、4、特に高齢者の通院や買い物に便利、5番目、予約がなければ運行せず、空車で走る無駄がなく、環境にも配慮されている、6、利用者の6割が通院、4割が買い物として利用されているということで、全国からの視察、問い合わせが殺到しているが、町も検討してみてもどうか。

2点目に、委託を商工会に委託した経緯では、1、行政のメリットとして、商工会に加盟している個人商店、個人事業者を利用して、乗車券、共通パス券の販売を促進させることができる、2、商工会のメリットとして、住民に商工会を知ってもらえ、利用ができるきっかけになる、また商工会に加盟している個人商店、個人事業者を利用してもらおう、3、オペレーターは商工会の職員、人件費は町負担、これはオペレーターが2名、交代要員1名であります、そして人件費は2.5名分でございます、3点目には、利用者名の把握から孤独死の事前予防にもなるということで、行政、商工会ともにメリットがあり、町も検討してみてもどうか。

最後に、子供の医療費中学卒業までの窓口無料化（現物支給）についてであります。

昨年12月議会において、1、多度津町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、2、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、3、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、4、多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例、これは平成25年度の多度津町条例第3号の廃止であります。この4議案の条例改正が可決をされ、この4月から子供の医療費中学校卒業までが無料化となりました。今まで繰り返し町議会で一般質問として取り上げてきたことがついに実現をし、子育て世代の保護者の子育て応援、支援として大きく前進し、大変喜ばれております。しかし、窓口無料化（現物支給）は、7歳までの誕生日の末日までのものは、県内は現物支給、県外は償還払い、7歳から15歳は、償還払い、立てかえ払いとなっております。近隣周辺自治体の三豊市では平成22年10月から、また丸亀市ではことしの平成26年4月から、坂出市もことし平成26年8月から、県内医療機関の窓口無料化（現物支給）となっております。子育てするなら多度津町で、町の将来を支える子供の必要な施策として、若い世代が住んでこそ税収もふえ、町の活力が生まれ、より発展するわけであ

ります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、町の財政負担の軽減を図るためにも、また子育て世代が使いやすい制度としても、町外立てかえ払いではなく、県下一円窓口無料化として実現すべきであり、この制度を一刻も早く県に対して、県の医療費助成制度の充実として制定すべきと強く県に要望するべきであると考えているが、どうか。

2点目には、また国の制度としても子供の医療費中学卒業まで窓口無料化として確立すべきであり、国に対しても強く要望して実現すべきと思うが、どうか。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員のご質問のうち、防災まちづくりについてお答えをしております。

今後30年のうちで起こる可能性が70%と報道されている南海・東南海地震に備えることが喫緊の課題だと考えております。多度津中学校と消防庁舎建てかえ工事や教育施設の耐震化を優先し、子供たちを初め、町民皆様の生命を守ることが重要だと考えてきました。

安心・安全対策として私が町長に就任させていただくときの公約にも、自治会単位での自主防災組織の結成を掲げました。防災意識を高め、自治会の中で高齢者や体の不自由な方々を共助の気持ちで助け合って、避難していただくことが大切だとの思いからであります。現在も、資機材の助成をすることで組織化を推進しております。

地域防災計画策定のため、各種ハザードマップの作成や医師会等町内各団体に働きかけ、避難場所と緊急時の応援体制をあらゆることを想定して整えているところです。

ことし、十数年ぶりに町職員の避難訓練を行いました。自主防災組織や各種団体も加えた、有事を想定した避難訓練は不可欠だと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問には各担当課長より答弁をしておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

議長（志村 忠昭）

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の1点目「防災まちづくり対策について」お答えいたします。

1番目のハザードマップの作成についてですが、土砂災害ハザードマップ、津

波ハザードマップ、ため池ハザードマップを作成中か、作成済みであります。対象地域では、住民対象にワークショップを行い、意見を聞くなどを行っており、完成しているものは配布をいたしております。

ご質問の新たな科学的知見を取り入れてのことですが、町独自に分析することは難しいと考えるので、今後、国・県が公表される数値を見ながら対応して参りたいと思います。

2番目の要援護者についてですが、「災害弱者と思われる方」は、75歳以上のひとり暮らしの方、重度の身体障害者の方、要介護3以上の在宅認定者、難病登録者の方は、町内で約1,400名いると把握しております。コミュニティの中での人の把握は、個人情報のあることもあり、地域では難しいと思われるので、行政が把握している情報と地域がどこまで共有できるかは、今後の課題と思っております。

3番目の日常における防災情報、防災対策は何があるかでございますが、行政からの情報を待つだけでなく、自助の考えで、現在はあらゆる情報が公表されておりますので、自主的に収集していただきたいと思っております。総務課でもお答えできますので、問い合わせいただければと思っております。

生活での防災対策で、1番に考えられるのは、地震における家財の転倒防止対策を是非とも家庭で進めていただきたいと思っております。

4番目の予防対策、応急対策、復旧対策、復興対策ですが、現在策定中の地域防災計画に盛り込まれる予定ですので、詳細については計画ができてからとなります。

5番目の共助力マップについてですが、先日NHKスペシャルで取り上げられたようで、東京都内の区単位では多く作成されているようです。共助を主眼にした個々のデータをマップとして作成し、災害時に役立てることのようです。災害対策の議論の中で、貴重な意見として伺っておきます。

6番目の災害時のヘリ救出時の対空表示については、必要があれば実施していかねばいけないと考えております。

7番目の合同避難訓練については、実施に当たっては、関係機関との協議等、かなりの準備期間が必要と思われれます。今後の検討課題であります。

8番目の伊方原発事故については、地域防災計画に盛り込まれることとなります。

いずれにいたしましても、防災減災対策は、予算・人員等が深く関係しますので、今後も現在と同様に優先順位を決める中、対策を立てていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「安心安全の生活保障について」お答えいたします。

1 番目のデマンドタクシー運行事業を検討してはとのことですが、定住自立圏構想の中で、デマンドタクシー事業ではございませんが、「コミュニティバスの市町間連携」事業について協議しました。相当の財政負担を生じること、一度実施すると廃止は難しいこと等の要因で、路線の拡大は難しいとの結論に至っております。そのような状況の中で実施するとなれば、町単独での事業となり、より多額の財政負担が生じます。

ご存じのとおり、まんのう町は、3 町合併で広大な行政面積を有しております。交通弱者対策は、本町とは異なる施策もあると思います。本町におきましては、平成 26 年度から高齢者福祉の向上のため、「福祉タクシー事業」を実施する予定であります。高齢者対策ではございますが、一方では交通弱者対策になるのではないかと考えております。

また、2 番目の委託を商工会議所にとということでございますが、デマンドタクシー事業等を実施するとなれば、検討課題の一つとして考えることとなります。今後増加が予想される交通弱者については、行政としてその対策は重要な案件として考えております。多種多彩の方法があると思いますので、他市町の状況、財政状況も考慮した中で結論を出していきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、尾崎議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の 3 点目、子供の医療費中学校卒業までの窓口無料化について答弁を申し上げます。

議員のご質問にありますように、本町では医療費助成制度を中学校卒業までに拡充し、平成 26 年 4 月診療分から実施することとし、12 月定例会において関係条例の一部改正について議決をいただいたところでございます。

現在、新たに対象となる子供の保護者の皆様に通知を行い、申請をいただいているところであり、3 月下旬に受給資格者証を送付できるよう準備を進めているところでございます。

また、予算につきましては、新たに 2,500 万円程度の財政負担が生じると見込み、平成 26 年度一般会計当初予算案に計上したところでございます。

現物給付化には、保護者の利便性が向上するというメリットがある一方、国保会計における国庫負担金やひとり親家庭等医療費助成に係る県補助金の減額等による財政的なデメリットが伴います。本町において、その額は 400 万円を超えるものと想定されます。医療費助成の拡充を段階的に行うのか、一気に中学校卒業までとするのかを検討する中で、現状では現物給付化による個々の利便

性よりも、対象者を最大限拡大することを主眼に置き、新たに拡充する7歳以降については、償還払いとしたところでございます。

そこで、議員ご質問の1番目でございます乳幼児等医療費助成制度を初めとする福祉医療制度の拡充につきましては、毎年度香川県町村会を通じて、香川県に要望しているところでございます。こういった要望を重ねることにより、平成20年8月からは6歳未満の乳幼児について県内医療機関での現物給付化が開始され、平成23年8月からは対象が義務教育就学前までに拡大されています。香川県が医療費助成制度を拡充することは、県下の全ての市町が望むところであり、連携を図りながら、今後も粘り強く要望してまいります。

次に、ご質問の2番目でございます。

国は、医療サービスの提供を受けることに対して受診者が一定の負担をすることを原則とする考えのもと、従来より国による乳幼児医療費助成制度の創設には否定的な見解を持っています。これに対し、全国の都道府県、市町村は、地方六団体の活動を通じて要望を重ねているところであり、全国町村会でも社会保障制度改革国民会議等の場において、乳幼児医療費助成制度を初めとする少子化対策の必要性を訴えているところでございます。今後も、地方六団体が足並みをそろえ、国と地方の協議の場等で要望を続けていくことになると思いますが、本町としても、香川県町村会に働きかけ、引き続き強く要望してまいります。

以上、子供の医療費中学校卒業までの窓口無料化について答弁を申し上げます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

第1点は、防災まちづくり対策についてであります。

これは、3番目に、私、日常生活に密着した防災情報、防災対策には何があるのかということで質問しました。多度津町には、今のところ防災無線がございません。防災無線の設置については、どうなんかのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、その分で対策として、2点目には防災教育のプログラム、これは教育長にお伺いしたいんですが、防災教育のプログラムはあるのかどうか、実施にはどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

それから、共助力マップの件でございますが、既に東京の地区では、年代別体力の数値化ということで、今何か40歳代が1として、あとそれに数値化とい

うのは60代が0.51とかというふうにしております。女性の場合もあるでしょう。そういうことで、被害状況に応じて年代別の人が救助するにはどういうふうにしたかということで、そのマップを色分けしているということになっております。

それと、昼間と夜間の発生時、これもいろいろ共助力マップが非常に偉大な力を発揮するのではないかと思います。

それから、7点目の一斉避難合同訓練でございますが、これはやっぱり避難指示と段階的避難と一斉避難とに分かれると思うんですが、これについて例えば地域で防災ということではしておりますが、なかなかこれは我が多度津町であれば町長が判断するんでありますが、非常に自分の判断というんですか、それについては大きな覚悟が要るということで、当然これは国の制度として青写真が要るわけでございますが、実際問題として、例えば老人ホームであるとか、医療機関で働いている人とかというのは、やっぱり個人で、家族とか子供さんがいらっしゃるということで、個人で判断しなきゃならないと。現場を離れるか、医療現場とか、介護現場を離れなければならないのかどうかというは、東日本震災からでも、非常に後から行って、無責任だという批判が出て悩んでいるということで、このことでも、子供にしたら死んでもいいから、お母さんと離れたくないとかといった場合に判断する場合、非常にそんな難しいということで、ぜひこういうところからも、避難指示、段階的避難と一斉避難をするんでは、その分についての具体的なマニュアル、これをつくるべきではないかと思うんであります。この辺についてお伺いしたいと思います。

それから、伊方原発の件ですが、これは本日ですが、伊方原発運転差し止め訴訟第7回口頭弁論が松山地方裁判所で、2時から行われております。既に第1次から第3次の原告団募集しまして、2,002人原告になって、地元の伊方町からも出てると。そして、今第4次原告団の募集されているところであります。既に、今まで新聞報道でわかるように、これは原発事故というのは、想定の中でも非常に難しい、特に特異性がありまして、目に見えない放射能、この拡散及び汚染がありますから、この南海トラフの大地震に対しても、避難計画というのは、やっぱり多度津町でも新たな防災地図をこれに関してもつくるべきだと思いますが、これについてお伺いしたいと思います。

それから、安心・安全の生活交通保障ということで、ただいままんのう町のデマンドタクシーを例に出して言いましたが、私たちは、町内に住む人でも、町域を越えた地域への移動手段、これが高齢化になれば非常に難しくなっているということでございますので、この分については、やはり今福祉バスとして健康センターから巡回運行しておりますが、これが町独自の事業で拡充できると思います。四国の運輸局へ行って聞きましたが、運行に関しては運輸局の管轄

ではないと。だから、それは町としてはできるんだと。ですから、既に善通寺も無料で走っております。有償の場合は、当然これは運行には要るわけがございます。そういう意味で、自家用バスとしては、当然車両の安全管理者、それから車両整備の管理者が要るわけがございますが、今あるバスを利用すれば、朝から質問しております渡邊議員の投票所へ行く問題とか、全て通勤、通学の問題でも、利用できて、特に買い物とか病院へ行くのも利用できるということでメリットがあるのではないかとということで、その分の考え方をお聞きしたいと思えます。

それから、3点目の子供の医療費、中学校までの窓口無料化でございますが、非常に前進した中で、やはり私たちはこれからは県にやっぱり拡充して、今7歳までなんです、就学前までのということなんです、これを1歳でも2歳でも上へ上げたら、それだけ町の財政負担が減ると。それから、県はやっぱり国に対して子供の医療費助成制度を3分の1とか2分の1にしたら、これまた町の財政負担も減っていく。県も、財政負担が減る、こういう関係になりますから、これはぜひ制度化してすべきだと思えますが、ここら辺の見解ももう一度お聞きしたいと思えます。

以上についての再質問でございますので、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

石原課長。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再質問の中で、まず防災行政無線に関してでございます。

今内部協議の段階で、表面上具体的にはなっておりませんが、国のほうの予算で、緊急防災減災事業債を26年度からとりあえず5,000億円ずつ3年間必ず予算確保するというので、緊急防災減災事業債を利用した防災行政無線を考えていかなければならないということで、できるだけ早い段階である程度つくっていきなという考えでございます。また方法が確立しましたら、議員の皆様にはお知らせしたいと思えますけども、ただ検討段階であるということだけご理解いただきたいと思えます。

それと、共助力マップのことでございます。

確かに、東京のところでつくっておる部分で、非常に有効な手段であるというのは知っておりますが、具体的に中身をどういうものになるか、また多度津町の場合にそれが十分機能を発揮するかというのは、まだまだ検討段階であるということでございます。

それと、避難の合同訓練でございます。

一斉避難、あるいは段階的な避難ということで、避難につきましては、その時々

の判断が、当然判断は町長がするわけでございますが、非常に難しいということで、一定の基準は町内でございます。ただ、この避難については、県内でもそうですが、過去いろんな市なんかでも、避難指示を出してしても、実際に避難をしたのは2家庭、3家庭という状況とか、そういう現実があるようでございます。だから、その方法は、今後住民の皆さんに実際の災害がどういうのを認識していただく中で必要性を感じて避難をしてくださいということをどんどんPRをしていかないかと考えております。

それで、伊方原発の件でございますが、伊方原発については、先ほど答弁で申し上げましたように、地域防災計画の中でうたわれております。ただ、なかなかかなり距離数で二百数十キロ離れているということで、現実的にはどこまで検討を加えるかということは難しいのかなとは思っております。

それと、安全・安心交通機関でございますが、福祉バスを町独自の事業で拡充できるのではないかという考え方は一方にあると思っておりますけども、こういう現実の状態の中で、今後どの程度そういう大きな声として要望が上がってくるかという段階での検討段階になってくると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、再質問に対する答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

再質問にお答えしたいと思います。

町としても、国、あるいは県が医療費助成制度を拡充してもらってということになれば、財政的な負担が減ることの中で、町としてまた拡充していくという方向性も見出せるかとは思いますが、そういう中で、県に対しては先ほど申しました町村会等での働きかけ、それから町長、知事との懇談とか、そういう場でも働きかけを行っているところでありますので、そういうところを粘り強くやっていきたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたように、国については非常にハードルが高いということがありますので、これも全国の市町村でたくさんの市町村が特に乳幼児とか子供の医療費については助成制度を設けてしていつているところがだんだんとふえてきて、その支給対象年齢も上がってきているところでございますので、そういった全国的な展開の中で国のほうがそういうことを考えていつてもらえるように、今後も先ほど答弁申し上げましたように、働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

田尾教育長。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問についてお答えします。

尾崎議員からは、防災教育のプログラムの有無についてということで質問がありました。各学校では、名称はいろいろな名称の仕方しておるんですけども、例えば防災教育とか安全教育とかという名称はいろいろ違うんですけども、基本的に防災にかかわることについての基本方針は各学校設定して、そのためのカリキュラムも用意しております。具体的には、やはり何といたっても子供に防災に係る実践力をつけなければいけないということで、その活動の場としては、避難訓練とか、あるいは緊急時の対応の仕方について、例えば親御さんとの連携の仕方等についても具体的に実践に結びつく事柄が行われています。それだけではなくて、そういう実践をするためには、いろんな知識が必要だと思います。それについては、教科の授業、例えば保健の授業とか、あるいは理科の授業とかということで、知見を広めながら実践力に結びつけていくということで、実践と知識がうまく結びつけて行動に結びつくような、いわゆる防災教育が行われております。それぞれ各学校の様子とか幼稚園の様子も見せていただいたんですけども、次第に実践が積み上がっていったるのではないかなというように思っております。

以上です。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁が終わりました。

尾崎議員、再々質問を受けますが。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

防災の分で、これは先ほど質問しましたが、一斉避難訓練は、今非常に大事になっております。というのは、私が住む地区でも、実は山があり、池があり、川があり、谷があるんですが、実際問題として、ぐらっと来たときに、ご存じのとおり、天霧山の向こうは絶壁なんですわ、採石ではありません。そしたら、山が崩壊したと。石が転落して、上の池に入ったと。入ったら、池が決壊すると。決壊したら、甚大な被害が出るということは予想されるわけです。そういう意味では、こういうふうに地域ごとに本当に、上に逃げようか、下に逃げようかって、これ逃げようがないんですわ、現実の問題としては。だから、避難場所が指定してでも、現実にはじゃあどういふふうに避難していこうかというのが、個々の判断ではやっぱりなかなか難しいから、実践して、その分をいろいろのを想定してする必要があると思うんですけども、そのプログラムをぜひ各地区ごとに、あるいは一斉合同避難というたら、避難場所へ向かう人で、そういうふうな現実にはパニック状態になるということがありますし、先ほども

申しましたように、幹線道路は瓦れきの山で封鎖されるのは、東日本の震災の特徴であります。そういう意味で、これは1つは多度津は海に面しとる地域でございますから、海からの支援っていうんですかね、そういう方法、つまり船を利用するとか、緊急時に旅客船でホテルがわりにするとか、高見、佐柳もあるんですが、そういう意味で、そういうことも一つは想定するような、本当に総合的なそういう計画が要るのではないかと思うんで、これは早急にそういうあらゆる面を考えて計画を立てていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。それを一つはお願いしたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、今バスが福祉バスで、非常に町内循環というても、限定して健康センター行き、それで帰りは、そこへ行ったら帰りにやはり買い物に行くというルートをとどとるんですが、利用者に聞きますと、なかなか私らは買い物と病院だけ行きたいんやという限定されとる方が多いんです。やっぱりその時間帯を利用して、その時間帯だけで行くという人は非常に、利用しとる皆さんとしては、なかなか何とかならんかなという声が多いわけですから、そういう意味では、町全体で先ほど教育長が言いましたように、総合計画の学校もそういう人口減とか、さまざまな問題を抱えとる中では、遠距離行かないかんかもわからん。そういう点では、そういうコミュニティーバスの存在が要ると。今町内では、そういうふうなバスが、先ほど言いましたように、運輸省に聞きますと、それは大丈夫ですという、これは運輸局の管轄でないから大丈夫だと、運行に関しては、そういう管理責任者がりやあできますということで、これは町の自治事務で無償で走らすんならいいということで、できますよという答えをいただいております。そういう意味で、これやったらお金も、今のちょっと拡充するだけですから、そんなに大して大きなお金が動くような、今のをちょっと増やすわけですから、そういう点もぜひ活動して、先ほど言いましたように、選挙へ行くんでも、投票率もアップになるとか、移動制約者が増えていく中で、こういうふうな町がそういうふうな活用して、財政的にも最小限のあれで利用できるというふうなことを考えていただきたいと思うんですが、再々質問をその点をよろしくお願いしたいと思ます。

議長（志村 忠昭）

総務課長。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員再々質問のお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、合同の一斉避難訓練は非常に重要であるということは十分わかっております。ただ、答弁で申し上げたように、かなりの準備と人の要員と、各種調整が必要であります。それとまた、個々の災害に対する、ある

いは個々の地域に対するそういう避難訓練ということも言われましたが、それも多大の状態、時間がかかるということで、担当部門としては、やりたいと思いますが、なかなか実現ができないと。その以前に取り組まなければならないという考えの基本があります。尾崎議員さんの地元であります奥白方には、自主防災組織がありますので、その地域の中でもしするとすれば、そのときは十分協力してやっていきたいと、協力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁終わります。

議長（志村 忠昭）

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

尾崎議員の福祉バスに関する再々質問についてお答えいたします。

尾崎議員おっしゃる、いわゆる今の買い物バス、健康センターに対する送り迎えの買い物ツアー部分を拡大させて、町内でいわゆる福祉バスに持っていかないかという内容のお問い合わせでありますけども、現在その運行に当たっては、パートの運転手さん等の部分だけで運行を行っております。また、買い物ツアーを昨年度から開始いたしましたのは、いわゆる買い物難民、いわゆる高齢者の方で買い物に困っている方の対策として、県の補助金を一部つかって事業を始めました関係で、いわゆるコミュニティーバス等に利用することはできません。ですから、定期的に町内を走らすとなれば、新たに人件費等を要し、またバスもまた健康センター行きとは別に定期的な運行を組まなければなりませんので、かなりの経費を要します。

それから、今尾崎議員おっしゃられた簡単にできると言いましたけども、買い物バスでもってでも、県のほうから言われましたのは、いわゆる送り迎えの送られるときに、定期的な拠点を設けなければならない。停留所に近い、施設は別にして、送り届ける場合には、おうちじゃなくって、いわゆるコースの中で決められたところでまでで行わなければならないという、かなり細かい部分が決められておりますので、簡単にはいかないということをご理解をお願ひいたしまして、再々答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で再々答弁を終わります。

これをもって10番 尾崎議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

散会 午後 1 時 57 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26年 3月 11日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会議事日程

3 月 1 1 日（火）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問